

平成 28 年 6 月 16 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9 時 59 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりでございます。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、6 月 20 日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

《総務部》

◎桑名委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、この後行う行政管理課の議案に警察本部が関係するため、警察本部より上野本部長が同席しております。

◎梶総務部長 まず、今回の補正予算の概要について御説明をします。お手元の資料の総務部という青いインデックスがついた、かつ、表紙に議案補足説明資料と書かれた資料をおめくりいただきたいと思います。

平成 28 年度 6 月補正予算編成の概要という資料がございます。まず、下の歳出の表のうち一番下の行、総計 (1) + (2) の欄の中ほど、補正額 (B) の列をごらんいただきたいと思います。総額で 12 億 1,718 万 6,000 円の増額補正となっております。今回の補正では、観光振興の切れ目のない展開を図ってまいりますための、平成 29 年 3 月に開幕する「志国高知 幕末維新博」の開幕に向けた歴史資源の磨き上げと観光クラスターの形成を支援する経費とか、熊本地震の被災地に対する人的支援に要した経費など、当初予算編成後の新たな行政需要に対応するための経費を計上させていただいております。内訳ですが、(1) 経常的経費が 3 億 9,300 万円余り、(2) 投資的経費は 8 億 2,300 万円余りで、そのうち補助事業費が 5 億 300 万円余り、単独事業費が 3 億 1,900 万円余りとなっております。

この歳出を賄う財源です。上段の歳入の表をごらんください。中ほどの (2) 特定財源ですけれども、総額で 7 億 9,900 万円余りとなっております。その内訳ですが、国庫支出金が 3 億 5,900 万円余り、県債が 2 億 6,400 万円、その他が 1 億 7,600 万円余りで、このその他は、他の法人からの受託料などを諸収入として受け入れたものとなっております。

この特定財源によっても賄い切れない金額が上段の（１）一般財源ですが、補正額から特定財源を除きます４億 1,700 万円余りにつきまして、財政調整基金の取り崩しで対応することとさせていただいたものです。

次に、総務部関連の条例その他議案です。資料③高知県議会定例会議案（条例その他）をお願いします。表紙をおめくりいただきますと目録がございます。総務部からは第 3 号から第 8 号までの 6 件の条例議案と、報第 1 号及び報第 2 号の 2 件の報告議案を提出させていただいております。議案の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させます。

次に報告事項です。総務部という青いインデックスがついた表紙が総務委員会資料の報告事項という資料になります。

今回御報告をしますのは、広報広聴課から後援事業に係る承認基準等の見直しについて、及び、市町村振興課のインデックスですが、高知市を中心とした「連携中枢都市圏構想」の推進についての 2 件です。こちらも詳細につきましては後ほど担当課長に説明をさせます。

最後に、主な審議会等の状況としまして、総務部に关します本年 3 月 9 日から 6 月 15 日までの開催状況について説明させていただきます。報告事項の資料のうち赤いインデックスで審議会等という資料をおめくりいただけますでしょうか。主な審議会等の状況（総務部 平成 28 年 3 月 9 日～6 月 15 日）と記載されている資料です。

まず、高知県公益認定等審議会ですが、今期につきましては、3 月 22 日、4 月 18 日、5 月 23 日に開催しまして、公益財団法人三原村農業公社など 5 法人の変更申請について答申が決定されております。

次に、高知県行政不服審査会です。この審査会は、ことしの 4 月 1 日に施行されました改正行政不服審査法によりまして、審査庁が審査請求に関する採決を行うに当たりましては、知事の附属機関として設置する行政不服審査会に諮問しなければならないとされたことにより設置されたものです。審査会の役割としましては、審査請求に関する審理手続の適正性や法令解釈を含め、第三者の視点から、審査庁の判断の妥当性の意見を述べることによって、採決の客観性、公正性を確保することにあります。このたび、第 1 回の審査会を 5 月 27 日に開催し、会長の互選、職務代理者の指名を行った後、審査会の運営について審査会運営要領を承認しました。

最後に、高知県職員倫理審査会です。平成 27 年度分の贈与等の状況につきまして、6 月 7 日に審査会を実施しましたが、委員からは特に問題とする意見はございませんでした。関係資料としまして、次のページから贈与等報告書の件数等を掲載させていただいておりますので、御参照をいただければと思います。

私からは以上です。

◎桑名委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎桑名委員長 まず、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 それでは、第3号議案、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。資料は、青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課とありますページをお開きください。

まず、1、条例改正の目的です。この条例は、学校教育法の一部が改正されまして、学校の種類として新たに「義務教育学校」が設けられたこと、また、人事院規則の一部が改正されまして、育児を行う国家公務員の早出遅出勤務を請求することができる要件が改正されたことを考慮しまして、本県職員についても国家公務員に準じた措置を講ずるものです。

2の改正内容のところでは、職員の勤務時間、休日休暇に関する条例の改正を行う第9条の規定について御説明します。この条は、職員がその子を養育するために請求した場合、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせるというものでして、この早出遅出勤務の対象は、まず(1)に小学校就学の始期に達するまでの子のある職員、それから(2)小学校に就学している子のある職員、これについてはさらに要件がありまして、その子を出迎え、または見送るために施設等に赴く職員が対象となっております。なお、(2)の施設等とは、例えば放課後子どもクラブとか放課後子ども教室などで、別に人事委員会規則で定められております。早出遅出勤務の形態につきましては、真ん中に表がありますが、総務部長通知によりまして、早出につきましては2種類、遅出は4種類の勤務形態が定められております。

今回、この条例の改正が必要となりましたきっかけで、学校教育法の改正について御説明します。枠囲みの下のところになりますけれども、学校教育法の改正とあるところです。学校教育法に定められている学校の種類に今回、義務教育学校が追加されまして、この4月1日から施行されております。趣旨・位置づけのところですが、義務教育学校は、学校教育制度の多様化・弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加えまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行うものです。目標・修業年限のところですが、ぼつの2番目にあるとおり、小学校・中学校の学習指導要領を準用しまして、小学校段階に相当する前期課程6年と中学校段階に相当する後期課程に区分されておまして、計9年の修業年限になっております。

続きまして、資料④の平成28年6月高知県議会定例議案説明書(条例その他)の13ページをごらんください。新旧対照表になります。右側が現行の規定、左側が改正後の規定になっておまして、第9条第1項第2号のところですけども、小学校の次に、今回の改正で設けられました義務教育学校の前期課程を追加しまして、あわせて特別支援学校の小

学部を追加します。この特別支援学校の小学部については既に設置されているものですが、今回、義務教育学校の前期課程を追加することで、これにあわせて規定しないと除外されると誤解されるおそれがあることで、明確化を図ったものです。なお、第1号ですけれども、小学校就学の始期に達するまでの規定につきましては、子の年齢を特定するための表現ということで、今回、同様の改正を行わなくても対象の年齢が特定されるということで改正は行っておりません。これらの改正は国家公務員の改正と同じ内容となっております。

次の14ページをごらんください。警察職員の勤務時間等に関する条例の改正についてでして、警察職員の勤務条件についても全く同じ内容で改正を行おうとするものです。

最後に、この改正は公布の日から施行することとしております。

以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 今までの利用状況と、それと使っていて不便だとか、障害になったりとか、活用・利用に当たって、そんな分析とかはあるのか。

◎笹岡行政管理課長 例えば、平成27年度の知事部局における利用状況ですが、19人の職員が利用しております。利用に当たって、行政管理課に特に何か支障があるとかそういったことは聞こえてきておりません。

◎上野警察本部長 警察本部の関係ですが、平成27年度は2名が利用されておられ、今年度は1名が利用されております。特に利用していて不便であるという声は聞こえておりません。

◎米田委員 基本的には公務の運営に支障がある場合を除きということで、支障がありませんよということで断られた人はいないということか。

◎笹岡行政管理課長 取得に当たりまして、特に所属長等から相談は受けておりませんので、基本は認めていると考えております。

◎上野警察本部長 警察は現在300人の女性の職員、それから警察官がおりますので、まだ利用している方が少ないこともあって、特にこの制度について双方から支障があるという話はありません。

◎米田委員 もちろん、職員の皆さんはこういう制度は知っていますよね。職員への周知は、きちんと抜かりなく徹底していただきたいと思います。

◎笹岡行政管理課長 年度当初の服務説明会とか、育児等に関するしおり等も出してございまして、その中でこういった制度も周知するようにしておりますので、理解されていると考えております。

◎上野警察本部長 警察本部におきましても、最近、女性の活躍ということで、こういった制度についても広く周知するように努めております。

◎上田（貢）委員 私、けさも子供を幼稚園に送ってきたんですけども、今、介護と少子

化と高齢化が同時に進行していきまして、子供と年配の両方を支援するダブルケアを行う方が全国で25万人いまして、私もその1人かと思うんですけども、そういった家庭に対して調査研究とか家族支援とか、もちろん検討しておられるのでしょうか。

◎笹岡行政管理課長 ワーク・ライフ・バランスということで、行政管理課としても非常に意識を持っておりまして、例えば昨年度、まだ利用はないですけども、託児のスペースを本庁の中に設けて利用を呼びかけたり、あるいはベビーシッターの利用ができるといったことも広報しております。今後も特に育児を行う職員を対象にどういった方策ができるか、いい知恵がないか行政管理課でも検討しておりますし、職員のアンケートを毎年とって、今後どうしていくかというのを、声を吸い上げながら、他県の状況も見ながら検討していきたいと考えております。

◎上野警察本部長 警察におきましては、最近、女性警察官を比較的採っておりますので、これからだんだん結婚される方もふえてくるかと思っております。警察の場合は、警察官同士で結婚する方もいらっしゃるのですが、委員の御指摘があったような家庭との両立はまさに考えていかないといけないと思っております。この制度、あるいは短時間勤務の制度とか、そういう諸制度の周知に努めるとともに、最近、奥さんと旦那さん両方に、同じ職場で勤務したいかどうかと聞くようにしております。これは同じ職場のほうがいろいろ都合がついて便利だという声もあり、また逆に、同じ職場でないほうがむしろいいですという方もいらっしゃるのですが、そういうこともいろいろ細かに意見を吸い上げていって、働きやすい職場になるように努めております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

ここで警察本部長は退席します。

〈人事課〉

◎桑名委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 それでは、当課の補正予算について御説明させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の4ページをお願いします。

歳出欄の7人事費です。右の説明欄ですが、今回、人事管理費につきまして122万4,000円の事務費の増額をお願いしています。これは4月に発生しました熊本地震の被災地に対します人的支援に要した経費を計上させていただくものです。なお、総務部では、全国知事会からの派遣要請を受けまして、5月9日から6月10日までの間、熊本県甲佐町に職員を派遣しまして、被害認定の調査とか、罹災証明の交付、それから仮設住宅の受付事務などに従事したところです。

当課からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎桑名委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎松本職員厚生課長 資料④議案説明書（条例その他）の1ページをお願いします。真ん中にあります職員の退隠料等に関する条例の一部改正につきまして御説明をします。

改正内容につきましては、参考資料で説明をさせていただきます。議案補足説明資料の職員厚生課の赤いインデックスのページをごらんください。現在の地方公務員共済組合制度は昭和37年12月にできたものですが、この条例は、その前に退職しました県職員や死亡しました県職員の遺族を対象に退職年金、遺族年金として支給をしております退隠料等につきまして、その制度を定めたものです。

今回改正する箇所としましては、第39条と第60条になりますが、ここでは退隠料等の受給者が3年以下の懲役または禁錮の刑に処せられたときの退隠料等の支給停止について規定をしております。すなわち、刑期の全部が執行される場合、つまり実刑の場合は、退隠料等は支給が停止されまして、また、刑期の全部の執行が猶予される場合は、退隠料等はそのまま支給されることとなります。ちなみに、死刑または無期懲役もしくは3年を超える懲役もしくは禁錮の刑に処せられた場合は、退隠料等の受給権は消滅することになっております。

次に、改正理由と改正内容ですが、今回、刑法の一部が改正されまして、これまでは、刑期の全部が執行されるか、または全部の執行が猶予されるかしかありませんでしたが、改正後は3年以下の懲役または禁錮の刑に処せられた場合、実刑と執行猶予の中間の領域にある者に対しましては、刑期の一部の執行を猶予する制度が導入されまして、平成28年6月1日から施行をされております。資料には例を載せておりますが、例えば、懲役2年のうち1年6カ月が実刑で、残りの6カ月につきましては保護観察付きの執行猶予が2年となっております。

この刑法の一部改正を受けまして、退隠料と同様に国家公務員に対して支給をされております恩給につきましては、恩給法が一部改正され、刑の一部執行猶予を受けた場合における恩給の支給について規定の整備が行われております。

この恩給法の一部改正の内容を考慮しまして、本条例におきましても、退隠料等の受給者が3年以下の懲役または禁錮の刑に処せられ、刑の一部執行猶予を受けた場合における退隠料等の支給について規定を整備することにしております。具体的に申し上げますと、刑期の執行中は退隠料等の支給が停止されまして、執行猶予中は支給されることとなります。

なお、この一部改正につきましては、公布の日から施行し、改正後の職員の退職料等に関する条例の規定は平成 28 年 6 月 1 日から適用することにしております。

改正の概要は以上となります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎桑名委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎菊地財政課長 まず、一般会計補正予算について御説明をします。右上②議案説明書(補正予算)の 5 ページをお開きいただければと思います。12 の繰入金ですが、6 月補正予算の財源として必要となります一般財源につきまして、財政調整基金の取り崩しで対応するため、繰入額として 4 億 1,748 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

補正に関しましては以上です。

次に、報告議案です。右上③条例その他議案(条例その他)の 33 ページをお開きいただければと思います。報第 1 号、平成 27 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告です。

35 ページをお願いします。歳入の補正のみとなっています。3 地方譲与税や 5 地方交付税などにつきまして、それぞれ額の確定に伴い補正を行ったものでして、例年 3 月に専決処分により補正をさせていただいておるものです。

主な内容としましては、3 の地方譲与税が 6 億 7,000 万円余りの減となっています。こちらにつきましては、地方法人特別譲与税につきまして、税制改正の影響を過小に見込んでいたために減額となったものです。なお、地方交付税につきまして 8 億円余りの増となっておりますので、地方譲与税と地方交付税を合わせた総計では 1 億 3,500 万円余りの増となりましたことから、その他と通じまして、財政調整基金の取り崩しを 1 億 2,300 万円余り取りやめたものです。

36 ページをお願いします。繰越明許費についてです。10 林業振興環境費の山地災害防止事業費におきまして、工法協議に日時を要しましたため 1 件追加をしたものです。

以上で、財政課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈税務課〉

◎桑名委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎松岡税務課長 当課からは、高知県税条例の一部を改正する条例議案、高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案と専決処分報

告の3件につきまして報告させていただきます。別つづりの議案補足説明資料により御説明申し上げます。総務部という青い見出しのついております中の税務課という赤い見出しのところをお願いします。

まず、県税条例の一部改正の条例議案ですが、地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、高知県税条例につきまして必要な改正をするとともに、法人県民税の法人税割に係る超過課税につきまして、適用期限の延長をしようとするものです。

2の主な改正項目をお願いします。法人県民税の超過課税は、県の主要施策であります5つの基本政策とその基本政策に横断的にかかわる施策などの財源確保のため行っているものでして、法人県民税の法人税割の標準税率3.2%に0.8%を上乗せし、4%で現在課税しておりますものを5年間延長しようとするものです。

対象となりますのは、資本金または出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、または法人税額が1,000万円を超える法人となっており、平成26年度の実績ですが、県内に1万3,774社あります課税対象法人のうち、約10%に当たる1,370社に超過課税を行っておりまして、その額は2億6,200万円となっております。資料にはございませんが、全国の状況を申し上げますと、静岡県を除きます45都道府県で超過課税を実施しており、東京都、大阪府の2つを除きます43道府県で本県と同様に0.8%の超過税率を適用しております。

この超過課税の適用期限を平成34年8月31日までに終了する事業年度まで5年間延長しようとするものでして、施行期日は公布の日としております。

次に、同じ資料の下の方ですが、地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案です。この条例改正は、平成28年4月20日に地域再生法の一部を改正する法律が公布されたことによりまして、不均一課税条例の引用規定の整理をしようとするものでして、内容の変更はございません。

次に、資料の2ページをお願いします。県税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御説明申し上げます。平成28年3月31日に地方税法等の一部が改正されましたが、そのうち平成28年4月1日に施行されました特例措置の期限の延長など、6月議会への議案提出では支障が生じますものについて、3月31日付で専決処分を行わせていただいたものです。

主な改正項目につきまして御説明します。まず、(1)の法人事業税の税率です。法人関係税につきましては、国、地方を合わせました法人実効税率を20%台まで引き下げ、代替財源として課税ベースの拡大をあわせて行うとされました。県の法人事業税では外形標準課税の割合が拡大されることとなりました。外形標準課税は資本金等の額が1億円を超える法人が対象ですが、従来、法人事業税所得割のうち8分の3が外形標準課税の対象と

され、付加価値割及び資本割として課税をされておりましたが、平成 27 年度税制改正で 8 分の 4 に拡大することとされていまして、さらに 8 分の 5 まで拡大されました。これによりまして、外形標準課税の対象となります税率は表の改正後のとおりとなります。この改正によりまして、4,700 万円ほどの税収を見込んでおります。

次に、(2) 法人県民税及び事業税に係る寄附金控除です。地方公共団体が行います地方創生を推進する上で、効果の高い一定の事業に対し、事業の趣旨に賛同する法人が寄附を行うことによりまして、官民挙げて当該事業を推進することができるよう、法人が行った寄附につきまして、法人県民税及び事業税から税額控除を行う制度を創設するものです。いわゆる、企業版ふるさと納税と言われるものです。法人県民税につきましては寄附金の 5%、法人事業税につきましては寄附金額の 10%を税額から控除するものでして、地域再生法の一部を改正する法律が公布されました平成 28 年 4 月 20 日から平成 32 年 3 月 31 日までにを行った寄附に対して適用をされます。この改正によりまして、法人県民税と法人事業税を合わせて 1,800 万円ほどの減収を見込んでいます。

次に、(3) の不動産取得税ですが、多くの特例措置がございまして、その適用期限の切れるものにつきまして 2 年間の延長をするものです。

まず、アですが、宅地建物取引業者等が建売住宅等の家屋を新築した日から一定期間譲渡が行われない場合には取得が行われたとみなして、その宅建業者に不動産取得税を課税することとなっております。その期間を本則の 6 カ月から 1 年に延長する特例が設けられておりますが、この特例を平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものです。

次に、イですが、土地を取得した日から一定期間内にその土地の上に床面積 50 平米以上 240 平米以下の住宅を新築した場合、その土地に対して課される不動産取得税につきまして減額等を行うことになっております。その期間を本則の 2 年から 3 年とする特例を平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものです。

次に、ウの認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長です。これも床面積 50 平米以上 240 平米以下の住宅であり、かつ劣化対策や耐震性等にすぐれた認定長期優良住宅を建築した場合に、不動産取得税の課税標準の算定に当たっては、評価額から 1 戸につき本則で 1,200 万円を控除するところ、1,300 万円を控除する特例が設けられておりまして、この特例を同じく平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものです。

次に、(4) の自動車取得税の過疎バスに対する非課税措置延長です。地域住民の生活に必要な路線で、輸送人員減少等により運行維持が困難となっているものの運行の用に供する一般乗り合い用バス、いわゆる過疎バス車両につきまして、地方税法では自動車取得税を非課税とすることとされており、その適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 1 年間延長されました。そのため、県税条例におきましても、地方税法の改正にあわせまして、適用期限を 1 年間延長するものです。

以上が、この3月31日に専決処分をさせていただきました条例改正の内容です。

これで、税務課の説明を終わります。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 専決の報告で、法人事業税の実効税率の引き下げの話で、結局これは国、地方を通じたということになると、高知県としては二十何%とか実効税率はどうなるんですか。

◎松岡税務課長 実効税率が、国と地方を合わせて20%台になります。実効税率の算定は非常に複雑でして、国税の法人税と地方法人税、地方税であります法人住民税の法人税割、法人事業税所得割、地方法人特別税、都合5つを合計して、一定の仮定に基づいて算定した式になっています。その実効税率を引き下げたいこうという方向にのりつた改正になります。

◎米田委員 そしたら高知県の場合、実効税率は30.何%から29.何%とかいう数字で出るんじゃないですか。何%から何%への実効税率の引き下げと計算式上言えるか。

◎松岡税務課長 この改正によりまして32%台から29%台。これは高知県に限らず、全国的に同様と報道されておりますし、我々も理解をしております。

◎梶総務部長 所得に関する税の負担割合を示す実効税率は基本的に全国で同じです。全国と違うのは、条例で提案しております超過課税の部分です。これは各団体によって違いますが、本県は0.8%で43道府県と同じ、例えば東京都だと1.0%ですから、実効税率は本県よりもその分高いこととなりますけれど、43道府県では実効税率が同じということになります。

◎米田委員 それで、実効税率の引き下げによって何社、あるいは金額的にどれぐらい減額になるか、影響額は計算できますよね。

◎松岡税務課長 所得割の税率引き下げと外形標準課税の拡大によりまして、本県としましては4,745万円の増収を見込んでおるところです。

◎米田委員 そしたら、高知県の場合、法人実効税率の引き下げによって4,745万円より多くて外形標準課税がふえると、しかし、軽減四千七百何ぼできると、そういう意味ですよ。そうじゃないか。ちょっとプラスマイナスを言って。

◎松岡税務課長 一方で経過措置が設けられておりまして、中堅法人への負担軽減措置がございますので、それを加味しますと、その部分が6,840万円程度の減少と見込んでおります。お手元の資料5ページに影響額等々をつけておると思います。今、御説明申し上げておりますのは、枠外の米印のところですが、軽減措置を加味した影響額につきましては、トータルで2,095万円ほどの減収を見込んでおります。

◎米田委員 そしたら、これは外形標準課税を拡大して、6,840万円減少だけど、四千何ぼの外形標準課税をふやすから、トータル2,095万円減少しますと、そういう理解でいい

ですか。

◎松岡税務課長 おっしゃるとおりです。

◎米田委員 それで、トータル増と減少ということで、それは同一企業、資本金の1億円の法人事業税では何千万円下がるけれど、外形標準課税でふえますと。A社だったらA社のそういうトータルになるわけですか。企業でばらばらになるのか。

◎松岡税務課長 この軽減措置の適用を受けるものは、税額が大きく変わった部分について対象になりますので、各法人によりまして事業収益等々がどうなるかによってその適用は変わると思います。

◎米田委員 そしたら、実効税率が下がる企業もあれば、外形標準課税だけで増税になる企業があると、そういう理解でいいですか。

◎梶総務部長 外形標準課税は外形に対して課税しますので、どの企業もおおむね増税になります。一方で、実効税率の減部分は所得に対しての課税ですので、基本的に赤字法人には余りかかってないはずですが。したがって、実効税率引き下げの影響、減の影響が出るのはどうしても黒字法人になっているということです。それに加えて、先ほど来、税務課長が説明させていただいております米印の部分は、法人事業税の税率改正によって税負担が外形標準課税も含めて全体でふえる規模に応じて、臨時的な軽減措置を講じようとするものですので、今申し上げた3つの要素が絡まって各企業ごとの負担は変わってまいりますので、多種多様ということかと思えます。

◎米田委員 高知県内のそれにかかわる企業数は推定できるんですか。

◎松岡税務課長 資本金1億円超の法人ですが、県内に本店法人としまして48法人ございます。このうち、平成26年実績で計算をしますと、43法人が先ほど申し上げました軽減の適用になるであろうということです。ただ、実際には事業活動を行った結果としてどうなるかというところではございます。

◎横山委員 法人県民税の超過課税法人数1,370社というのは、ふえていってるんですね。数年前と比べてどんな感じでしょうね。

◎松岡税務課長 制度創設、昭和51年からですが、その当時1,649社が対象でしたが、現在1,370社ですので、この間、徐々に少なくなってきておるところではございます。

◎横山委員 この5年間の超過課税の延長によって幾らぐらいの税収を見込まれているんでしょうか。

◎松岡税務課長 単年度で2億6,000万円ほどを見込んでいます。平成26年実績がそうでしたので、ほぼ同様であろうと見積もっております。

◎桑名委員長 ほかに。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎桑名委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎成田市町村振興課長 当課からは、2つの条例議案について御説明をします。お手元にございます総務委員会資料、議案補足説明資料の市町村振興課のインデックスの1ページをお開き願います。

まず、高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明をします。1の改正の目的ですが、公職選挙法施行令が一部改正をされ、国政選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことを考慮し、県議会議員及び知事の選挙における当該経費の限度額を同様に引き上げようとするものです。公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段としまして、選挙公営制度が設けられており、ポスター掲示場の設置や選挙公報の発行、個人演説会の開催に当たって公営施設の使用などのほか、選挙運動用自動車の使用やポスターやビラの作成など、候補者が選挙運動のために要した費用を国や地方公共団体が負担をするものがございます。これらの選挙公営制度の種類は、国政選挙では選挙の種別ごとに公職選挙法により項目が規定をされており、さらに限度額等の基準については、公職選挙法施行令により定められております。また、県議会議員及び知事の選挙につきましても、公職選挙法の規定により、国政選挙の基準額に準じて条例で定めることによって選挙公営を実施することができるとされておりまして、限度額を定める必要がございます項目は、資料の2改正の内容(1)(2)(3)の項目に限定をされておるところです。今回の改正は、国政選挙の基準額を定めた公職選挙法施行令が平成26年4月の消費税率8%への増税を踏まえ改正され、本年4月8日に施行されましたことから、この国政選挙の基準額の改正に準じまして各項目の限度額を改正しようとするものです。なお、国政選挙の基準額の改正は、3年ごとの参議院議員通常選挙の実施年に行われることが慣例となっておりまして、今回の改正ということになっております。

続きまして、2ページをお開きください。高知県住民基本台帳法施行条例、これを住基条例と呼ばさせていただきますが、及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例、以降、マイナンバー条例と呼ばさせていただきますが、の一部を改正する条例議案につきまして御説明をします。

まず、1のマイナンバー条例の改正につきまして御説明します。(1)の条例改正の概要をごらんください。今回の改正のポイントは2点ございまして、まず1点目が、規則連携事務においてマイナンバーを利用するための規定の追加です。2点目が、規則連携事務

において庁内連携、団体内他機関連携を可能とするための規定の追加です。

まず、1につきまして御説明をします。マイナンバー制度では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法に定められる、社会保障、税、災害対策の分野の事務においてマイナンバーを利用できるとされておりまして、法律で定められました事務を法定利用事務と呼んでおります。

規則連携事務とはというところですが、国の個人情報保護委員会が、先ほど申しました法定利用事務の根拠法令の趣旨や目的と同一かつその事務に類する事務として規則で定めるものでして、国の個人情報保護委員会が事務の具体例を全国に例示をしておるものです。この例示されております事務につきましては、条例に規定をした後に国の個人情報保護委員会に届け出をすることで、情報提供ネットワークを介して他団体から情報提供を受けることができることとなります。

下の中段になりますが、(2)の情報連携のイメージの図に当てはめると、左側の図の部分に当たることとなります。なお、この枠囲みの下に米印がございますが、情報提供ネットワークシステムの稼働は現在のところ平成29年7月の開始予定となっております。規則連携事務につきましては、平成28年9月末までに国の個人情報保護委員会に届け出るよう求められておるところです。このため、今回、議案の審議をお願いするものです。

次に、規定をしようとする規則連携事務について御説明します。資料の3ページをお開きください。2条例で定めようとする事務に一覧としています10類型19の事務となっております。表の左から2列目の事務の欄ですけれども、例えば、番号1番の肝炎治療に係る医療費の助成に関する事務につきましては、法定事務でございます感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律による費用の負担または療養費の支給に関する事務に類似するものでして、法令に根拠はありませんが全国的に行われておる事務です。このような事務につきまして、国の個人情報保護委員会として全地方公共団体に助言をしており、本県では、表の左から3列目の事務(詳細)に書いております事務が該当することとなります。これらのほとんどの事務で、メリットとしましては、申請時に申請される方に添付をいただいております書類の省略ができることとなります。具体的には、申請に当たっては表の右から2番目の欄に書いておりますものを添付いただいておりますけれども、これが省略できることとなりますので、県民の皆様の利便性の向上につながるものと考えております。

以上が、1つ目のポイント、規則連携事務においてマイナンバーを利用するための規定の追加の概要です。

続きまして、資料の2ページにお戻りをいただきたいと思います。(1)条例の改正の概要の中の2規則連携事務において庁内連携、団体内他機関連携を可能とするための規定の追加の部分をごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の庁内連携ですが、庁内連携とは、同一機関内、例えば知事部局内で保有をいたしておりますマイナンバーを含む特定個人情報を同じ知事部局内で利用することを申します。従来から利用しておりました情報の中にマイナンバーがつきまして特定個人情報となったものがございますので、従来どおりの情報の利用を継続できるよう、庁内連携について条例で定める必要がございます。下の枠囲みの情報連携のイメージ図に当てはめると、真ん中の図の部分に当たりまして、例えば知事部局の部署Aと部署Bとで特定個人情報を連携する場合といったことが当たります。

続きまして、(2)の団体内他機関連携です。こちらは、(1)の庁内連携と同じような内容ですが、知事部局と教育委員会というように、同一地方公共団体内の機関の間で特定個人情報の提供を行えるよう規定するものです。情報連携のイメージの図に当てはめると、一番右の部分になりまして、知事部局の部署Aや部署Bと教育委員会の部署Cで特定個人情報を連携する場合がこれに当たります。なお、高知県庁内では、機関の間での情報連携が必要となりますのは、現在のところ、知事部局と教育委員会の間のみとなっております。

法定利用事務に係ります庁内連携及び団体内他機関連携につきましては、平成27年の12月議会で規定をさせていただいておりますので、今回は規則連携事務につきましの規定を追加させていただこうというものです。

以上が、マイナンバー条例の改正の御説明です。

続きまして、同じ2ページの資料の下段ですが、2住基条例の改正について御説明をします。

(1)条例改正の概要の欄をごらんください。まず、米印ですが、マイナンバー利用事務において、申請人からマイナンバーの提供を受けることができない場合には、行政機関等が住民基本台帳ネットワークシステムを利用してマイナンバーを確認することができることとされております。今回、マイナンバー条例の改正を御承認いただきますと、規則連携事務においてマイナンバーの利用が可能となりますが、この事務におきましても法定利用事務と同様に、申請人からマイナンバーの提供を受けることができない場合に、行政機関等が住民基本台帳ネットワークシステムを利用してマイナンバーを確認することができるように条例に定めるものです。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムですが、一番下の枠囲み(2)をごらんください。このシステムは、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を目的としまして、個人を特定するための情報でございます住所、氏名、生年月日、性別と住民票コード、マイナンバー、これらの変更情報、こういった情報を本人確認情報と申しますが、この本人確認情報を全国の地方公共団体が共同して管理をしますコンピューターネットワークシステムです。

最後に、条例の施行日ですが、番号法によるマイナンバーの情報連携が始まる日がまだ確定をしておきませんので、それとあわせて施行をする必要がございますことから、規則で定める日からとさせていただきます。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 利用者のメリットとして、申請書類が省略できると御説明いただいたんですけど、例えばこれぐらい省略できるとか、何か事例とかありますか。利便性とか利用者にとってのメリットをもっと具体的に教えていただければ。

◎成田市町村振興課長 議案補足説明資料の市町村振興課の3ページをごらんいただきたいと思いますが、19の事務それぞれに、右から3列目に年間処理件数ということで過去の件数を参考に上げています。それから右隣、利用可能な特定個人情報という欄には、規則連携事務に規定をいただきまして、平成29年7月に予定をしております情報連携が始まりますと、この情報を持っておるところからシステムを通じて提供いただけることになりまして、例えば、一番上の肝炎治療に係る医療費の助成に関する事務ですと、地方税関係の情報について、今書類で添付をいただいておりますものが要らなくなる。それから、2番の心身障害者扶養共済制度の掛金免除に関する事務ですと、年間2,300件ございますが、地方税関係情報、住民票の関係情報、生活保護関係情報なんかの添付が要らなくなるということとして、以下、この表の中で同様です。

◎米田委員 年間処理件数が5件とか2件とありますよね。数にすごく違いがあって、押しなべて規則連携事務とする必要もないんじゃないかと思うのと、それを例えば、県営住宅の管理、県営住宅の申し込みの場合なんかは、1回書類を提出したら2回目3回目に落ちたときに、2回目3回目を例えば免除と手続そのものも簡素化するというやり方をとってくれているわけです。ですから、必ずしもこれではなくて、事務手続の簡素化をやれば十分対応できるんじゃないか。というのは、やはりプライバシー保護が今、JTBの問題も出ていますし、松山市の職員のも出ていますし、世界的にマイナンバーで個人情報の漏えいと大問題になっていますので、そういう危険性から考えたときに、事務の簡素化を含めてやれば、行政の側も事務の軽減になるし、市民県民にとっても大分楽になると思うんです。これは数が少なくてもこうやってやる。あるいは、これ以外にまだ連携事務として定めることを考えておられるのか。今後のことを含めてどうでしょうか。

◎成田市町村振興課長 今回定めようとしております事務につきましては、国の個人情報保護委員会が全国に対して具体的な例示をしております事務の中で、高知県で同様の該当するような事務があるかないかということで、全庁にも御協力いただいて調査をしているところでして、国の個人情報保護委員会が、今後こういった具体例の追加をすれば、それについて庁内に同じような事務があるかどうかという調査をさせていただきたいとは考え

ておりますけれども、現段階でこの 19 事務以外に、今後追加を予定しておるものはございません。それから、事務のやり方という御指摘がございまして、そういうことも検討が必要だと思うところですが、住民の皆さんの利便が向上するものですので、現段階で、全国でこれが例示されて取り組もうということですので、我々としては、件数が少ないものもございまして、この 19 事務に絞って規定をさせていただきたいと考えております。

◎**米田委員** 意見の違いがあるけれど、利便性が向上することを仮に認めたとしても、同時にプライバシーが危険になるというもろ刃の剣で、1年に1回手続する事務手続が仮に便利になったとしても、JTBだとかそういう事件が続発していますから、そういうことからしたときに必ずしもこの国が例示するもの全てを規則連携事務とすべきかどうか、一つ一つを検討したほうがいいんじゃないかと思うんです。それは全然検討せずに、例示したものは全部、条例で定めようとしているんですか。

◎**成田市町村振興課長** 国の個人情報保護委員会が具体例として例示したものについては、高知県に該当するものはこの 19 事務で全部ということで掲げております。なお、JTB、松山市というお話がございましたけれども、マイナンバーを含む特定個人情報等の情報漏えい等への対策は非常に大事なことだと認識をしております。去年の年金機構の情報流出事件以降、地方公共団体、県も市町村も含めて数々の安全対策を講じております。御承知のとおり、住民基本台帳ネットワークシステムは昨年 10 月にインターネットから分離をしております。それから、情報連携が具体的に始まるまでに、USBメモリーなどを使って特定個人情報の入っている端末から持ち出しができないような設定に下さいということも今取り組んでおりますし、さらに、インターネット環境と業務系の環境を完全に分けることにも取り組んでおります。それに加えて、県と市町村の共同の、メールとかインターネットの入り口になるウェブサーバーというものがありますけれども、そういったものの安全性を高めていこうということで、これは自治体情報セキュリティクラウドというのですが、県と市町村で一緒になって入り口の監視、ログの検索とか、そういったもので安全性を高めていこうということにも取り組みを進めております。これは情報連携が始まるまでには完成しないといけないものですので、そういったこともございまして、松山市とかJTBとか、ちょうどタイミングで新聞の報道がありましたけれども、そんなことがシステム上でできないような対策をとろうとしております。

◎**米田委員** あと、今までどおり、本人がマイナンバーを提供しない場合でも、当事者には不利益はないですね。

◎**成田市町村振興課長** いろんなケースがあると思いますけれども御提供いただけない場合には行政が確認をできることになっておりますので、不利益は及ぶことはないと考えております。

◎米田委員 それと、施行日が未定というのは、何が整ったら施行日が定まると捉えているんですか。

◎成田市町村振興課長 全国の地方公共団体とか国とかの情報連携システムの稼働の年月日がまだ確定をしておりません。平成 29 年 7 月と予定されておりますけれども、その情報連携システムの稼働とあわせて施行させていただきたいということで、規則で定める日とさせていただきたいと考えております。

◎米田委員 来年 7 月の予定だけど、恐らく個人番号カードも十分発行もされていないだろうし、手続も進んでいないから、実際上何年ということは高知県がそんなこと言えないかもしれないけれど、国としてもそういう予測はつかないのが現状ですか。

◎成田市町村振興課長 今、確定をしておらないということですがけれども、基本的には平成 29 年 7 月をめどに開始をするようにシステムの準備をしているという段階と考えております。

◎米田委員 最後に。県民、国民の利便性を増進するという大目的でやられているいろんな意見もあるんですけど、もう一つ、行政の事務の効率化も目標にしています。そしたら、県の職員を例えば減らすとかいうことも含めてのことだろうと思うんですけど、それは現実的にそういう方向で県として考えられているのか。

◎梶総務部長 確かにマイナンバー制度は行政事務の効率化を目的としていますが、どれだけの事務の効率化が図られて、何人分の効率化ができるかはまだ手探り状態です。マイナンバーのカードの交付が始まっておったりしますけれども、今の時点ではマイナンバーについての業務はふえている状況でして、マイナンバー導入による今後の影響を見ながら、それが確かに効率的だということであれば、職員数に反映させていくことはあると思いますけれども、現時点でその影響はまだ把握できていない状況です。

◎橋本委員 1 点お聞きをしたいと思います。条例で定めようとする規則連携事務が 10 類型、一応示されています。その中で気になったのが、例えば、高等学校奨学金の貸与に関する事務で、課長の説明でいくと、申請の簡素化、利便性の向上が一つ強調されたんですが、実はこの情報そのものは回収とも連携してしまう。また、回収の事務という形にもここに包括されるのかどうなのか、その辺がどう仕分けをしたらいいのか確認をしておきたいと思います。

◎成田市町村振興課長 事務の詳細を 19 の事務ということで一覧にしておりますけれども、高等学校の貸し付けに関する。

◎橋本委員 高等学校だけではなくて。

◎成田市町村振興課長 償還の回収も含めて入るということです。

◎橋本委員 この情報そのものは税外債権の回収、管理も含めて全てに適用されるという考え方でよろしいでしょうか。

◎梶総務部長 高等学校等奨学金はそうです。

◎橋本委員 住宅もそうでしょう。

◎梶総務部長 県営住宅もそうです。ここに掲載している事務についてということになります。

◎金岡委員 ハードのことについてお聞きしたいんですが、先ほどUSBメモリー等々では出せないようにという話がありましたが、基本的にどういう形でこの情報を出されるか。

◎成田市町村振興課長 今、USBという表現を使って申しあげましたのは、情報セキュリティシステムの抜本強化の一つの手段として、持ち出しができないような仕組みにしましょうということとして、実際の事務の執行に当たりましてはいろんなシステムがあると思います。従来行っている事務と基本的には変わらない、紙ベースで管理をしたり、システムで管理をしたりということになるかと思えます。

◎金岡委員 持ち出しについてはいろいろ考えられるので、そこら辺はどのように今後やられる予定ですか。

◎成田市町村振興課長 当然、システム的な面だけではなしに、紙で打ち出しがされるようなものがございまして、そういったものの扱いは、職員の研修なりでしっかりと研修をしていく必要はあると思えますし、それから、非常に厳しい罰則規定が設けられておりまして、そういったことを防止しようという制度設計がされているものと考えております。

◎梶総務部長 担当が市町村振興課じゃないですけども、個人情報保護条例という一般的な個人情報を保護する条例がありますが、マイナンバーの導入に伴いまして、一段厳しい、特定個人情報について厳しい規制をかける個人情報保護条例というものを既に制定しています。それは規則連携事務だけではなくて、法定利用事務一般に適用されるものです。その基準によりますと、先ほど課長が申しあげたように、従来、マイナンバーつきでない普通の個人情報であれば規制の対象にならなかった行為も含めて条例で規制することになりましたし、また、体制としても、これは私が本部のトップかナンバーツーだったと思えますけれども、特定個人情報の漏えいがないような特別の体制をしいて対応することにしていきますので、情報漏えいについては万全の対応を期してまいりたいと考えております。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

続いて、総務部から2件の報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを受けるといたします。

〈広報広聴課〉

◎桑名委員長 「後援事業に係る承認基準等の見直しについて」、広報広聴課の説明を求め

ます。

◎中平広報広聴課長 総務部の報告事項の広報広聴課のインデックスの1ページ目をご覧ください。当課からは、後援事業に係る承認基準等の見直しについて御報告をさせていただきます。

資料の2ページ目以降には、今回の見直しにより、高知県共催及び後援事業承認事務取扱要領の一部改正を行いましたので、改正箇所を網かけ部分と取り消し線でお示しをした資料を添付させていただいております。コピーの関係で資料の網かけ部分が少し薄くなっ
て見えづらくなってはおりますが、改正箇所はゴシック体の強調文字のところ
です。

資料の1ページをご覧ください。1背景に記載しておりますように、これまで、後援事業の承認に当たっては、事務取扱要領第2条の後援の定義において、県が「その事業の“趣旨”に賛同する」と規定されていたことから、事業内容が県の所掌事務とは直接関係ない場合や、政府の見解・方針と異なる場合には承認しないことがあり、受け付けた部局により、必ずしも統一的な取り扱いがなされていないことがありました。

具体例を申し上げますと、新聞報道にもありましたように、ことし3月に旧日本軍の細菌戦部隊、731部隊をテーマにして市民団体が開催した講演会について、県が後援申請を不承認とした事案がございました。このケースでは、県の事務取扱要領に基づき担当課が審査を行った結果、事業内容についての承認基準において、事業の目的が県の政策、施策の推進に寄与するもので公益性があるものであることの基準に該当しないと判断し、その判断を全庁統一的な視点でチェックする手段が講じられていなかったため、不承認となったものです。たとえ後援申請の審査を行う部局の所管する事業に該当しないものであっても、平和に関する議論が県民の皆様の間でなされることは、県行政とも大いに関係があることから、今後はこうした議論の場が持たれることを排除しないためにも、事務取扱要領の見直しを行うこととしました。

2見直しのポイントですが、県民の皆様によってさまざまな意見が交わされて議論が深まることは、県行政全体から見れば好ましいことであり、自由な議論の場が確保されている事業については、公益に資すると判断できることから、公序良俗に反しないもの、特定の宗教・政党の宣伝や勧誘でないこと等が前提ではありますが、一定の制約のもとで承認をしていくこととしました。また、承認事務の決裁ルートについても、過去の承認実績がないもの等については、県として統一的な判断を確保するために、総務部が総合的な判断を行うようプロセスを追加しました。

次に、3の主な内容についてです。資料2ページの事務取扱要領を一緒にごらんをいただきたいと思います。1点目としまして、第2条の定義の見直しを行いました。第2号の後援のところですが、これまで県が「事業の趣旨に賛同」となっておりましたが、これを「事業の実施について賛同」に改正を行っております。これは、県が事業の趣旨に賛同し

てしまうと、講演会など、事業での主張そのものが県の主張であると県民の皆様に誤解されるおそれがあるため、あくまでも県は事業の実施に賛同するというスタンスを明確にしたものです。

次に2点目としまして、第4条の承認基準の別表2について改正を行いました。お手元の資料の4ページの下半分にあります事務取扱要領の別表2、後援事業の承認基準をごらんください。事業内容についての承認基準の2で、事業目的が「県の政策、施策の推進に寄与するもの」となっている箇所について、「県行政の推進に寄与するもの」に改正をしました。このことにより、後援承認の範囲をこれまでの県の政策、施策に限定せず、県行政全体の視点からより幅広く承認をしていくこととしました。

次に3点目としまして、同じく別表2の事業内容についての承認基準について、備考の3の網かけの部分になりますけれども、事業内容が広く公衆にみずからの主義主張を伝える講演会等であっても、多様な意見を排除しないと判断できるものについては、事業内容についての承認基準の2事業内容が県行政の推進に寄与するもので公益性があるものに該当するものとし、この場合、「高知県は公益に資する自由な議論の場の確保のため当該事業を後援している」旨の文言を配布チラシ等に明記することを条件として、後援承認を行っていくことにしました。

例えば、講演会において、その内容が県の運営方針や政策、施策を批判するものであったり、中央政府の見解に反する内容のものであったとしても、多様な意見を排除せず、自由な議論の場が確保されていることが確認できるものについては、県として後援を承認していくこととしております。

最後に4点目としまして、事務取扱要領の第6条で、後援の承認を決定するまでの手続の見直しを行っております。後援申請がなされた案件によっては、担当課長は部局長の決裁を受けた後、総務部長への合議を要することを今回新たに追加しました。

資料の5ページの後援承認事務のフロー図をごらんください。後援承認事務の決裁の流れですけれども、一番上の現状の欄に記載しておりますように、これまでの事務決裁手続の流れでは、担当課が申請書を受け付けてから、内容の審査・決裁を経て、相手方に結果通知を行うまで、担当部局内での判断となっております。今回の改正によりまして、新規の案件、担当部局長が慎重な判断を要する案件だと判断したもの、それから不承認と判断した案件につきましては、このフロー図の中でいくと④⑤⑥になりますけれども、担当部局長の決裁の後に総務部長にも合議をするという事務手続の見直しを行っております。このことによりまして、後援申請に対する内容の審査について、県行政全体としての統一的な判断が行えるようになると考えております。

なお、共催事業につきましても所要の見直しを実施しているところです。

今後は、改正後の事務取扱要領に基づき、適切かつ厳正な判断、承認事務が実施される

よう、全所属に対し内容の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、今回、高知県名義の後援に係る事務取扱要領の改正にあわせまして、教育委員会におきましても同様に、高知県教育委員会名義の後援事業に係る事務取扱要領の改正を行うことをお聞きしておりますので、あわせてこの場で御報告をさせていただきます。

以上で、後援事業に係る承認基準等の見直しについての報告を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎桑名委員長 次に、「連携中枢都市圏構想の推進について」、市町村振興課の説明を求めます。

◎成田市町村振興課長 連携中枢都市圏構想の推進につきまして報告をさせていただきます。総務委員会資料、報告事項の市町村振興課のインデックスのページをお開きいただきたいと思います。1ページです。現在、高知市を中心として、県内全市町村を圏域とした連携中枢都市圏構想の取り組みが行われておりますので、概要を御説明申し上げます。

まず、1です。連携中枢都市圏制度についてですが、これは国の制度につきまして御説明をさせていただきます。

まず、(1)ですが、連携中枢都市圏構想は、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするものでして、括弧書きにございますように、圏域は、日常生活圏域を基本と考えられておるところです。

(2)に移りまして、圏域に求められる役割としましては、アの圏域全体の経済成長の牽引、イの高次都市機能の集積・強化、ウの圏域全体の生活関連機能サービスの向上の3つがございます。

(3)には手続の流れを大きく書いておりまして、連携中枢都市宣言、高知県でいいますと、高知市と各市町村との一対一の連携協約の締結、この連携協約といいますのは、いわば国と国の条約のようなものと言われております。それから、具体的な事業内容や今後の費用負担などを盛り込みました連携中枢都市圏ビジョンの策定という流れになっております。なお、連携協約の締結には、各市町村議会の議決が必要とされております。

(4)でございまして、財政措置です。まず、1ぽつ目、(高知市)と書いております連携中枢都市に対する財政措置としましては、「圏域全体の経済成長の牽引」と「高次都市機能の集積・強化」の取り組みに対しまして、制度上、人口75万人の場合で普通交付税を年2億円程度とされております。また、「生活関連機能サービスの向上」の取り組みに対しまして、特別交付税で年1.2億円程度を上限とされておるところです。また、2ぽつ目へ

行きまして、高知市以外の連携市町村に対しては、1市町村当たり特別交付税としまして、年1,500万円の措置がございます。括弧で書いておりますように、ただし、定住自立圏等の重複措置はないとされておりまして、現在、定住自立圏を形成しております幡多地域の市町村などにはプラスアルファの措置はないということになります。

次に、2へ移りまして、県内全域を圏域とした取り組み及び県の参画についてです。

まず、(1)ですが、県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の将来像でございます、「地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志をもって働ける高知県」を実現しますためには、県人口の約46%を有します高知市が他の市町村をさらに力強く牽引していくことは大変有効であると考えております。

(2)に移りまして、その際に、仮に高知市が周辺市町村のみと連携中枢都市圏を形成することになりますと、高知市及び周辺部への一極集中がさらに進んで、中山間地域のさらなる衰退を招くのではないかという懸念もあるところです。

このため、(3)ですが、高知市とも協議を重ねました結果、高知市を連携中枢都市とし、県内全域での連携中枢都市圏形成を目指すこととしました。これによりまして、高知市が有しております人や物の流れのハブ機能とか、高知市自体が大きなマーケットであるとか、そういったことを県内各地域の産業振興に生かしたいと考えておるところです。

(4)ですが、この取り組みには、これまで市町村政との連携・協調をして各種の施策の推進をしてまいりました県も主体的に参画をさせていただきたいと考えておりまして、各施策をより効果的なものになりたいと考えております。なお、県としましても、括弧書きで書いておる部分ですが、県と高知市の役割分担を担保するために、高知市と連携協約を締結をすることも考えておるところです。

なお、最後に、(5)ですけれども、全県を圏域とします連携中枢都市圏は全国に前例がございません。県全体での制度の適用につきましては、現段階で国と調整中という状態ですので、全市町村を圏域とする取り組みを進めてまいりますが、国の制度に基づく圏域の範囲や財政措置につきましては、今後とも国と調整を続けてまいりたいと考えております。

次に、3の市町村との協議の状況です。

(1)ですが、県内全域で取り組むことについて、高知市と協議が整いました後、先月中旬から下旬にかけて、高知市とともに各市町村長などに概要の説明を行い、県全域で取り組むことを前提に、具体的施策を事務レベルで詰めていくことにつきまして御了解をいただいたところです。

これを受けまして、(2)ですが、6月1日に各市町村の担当課長方にお集まりいただきまして、説明会を開催して、各市町村の皆様方から連携事業についての提案をいただくようお願いをしたところです。

最後に、4の今後のスケジュールですが、今月から10月ごろにかけて、連携協約に盛り込みます具体的な事業を検討してまいります。作業としましては、各市町村の連携事業の御提案を県内各産業振興推進地域本部が取りまとめ、高知市において事業実施の可否などについて検討し、各市町村にお返しをする形で、これを繰り返しながら磨き上げをしたいと考えております。県本庁は、総務部と産業振興推進部が中心となりましてこうした過程を支援しますとともに、これまで市町村と取り組みを重ねてきております施策との整合性などを図ってまいりたいと考えております。その後、高知市において、10月から来年1月にかけて、ビジョンの策定に向けた有識者懇談会を開催し、ビジョンの内容の詰めを行います。来年2月には連携中枢都市となる高知市が連携中枢都市宣言を行い、3月には連携協約を締結することとしております。連携協約締結には高知市を含む全市町村の議会での議決が必要となりますし、県が高知市と協約を締結する場合には、県議会での議決もいただく必要がございます。その後、連携中枢都市圏ビジョンの策定というスケジュールで、年度内にここまで行くというスケジュールを想定しております。県としましては、全市町村での構想の推進に向けまして、高知市を含みます各市町村の皆様方としっかりと連携をしながら、取り組みがよりよいものとなるよう汗をかいてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑に入ります。

◎三石委員 県と高知市の連携協約が、平成29年3月、想定とあるけれども、どういう状況なのかもちょっと詳しく教えてもらいたいということと、財政措置について国との調整が必要と説明がありましたけれど、現状と展望をもう少し詳しく教えていただいたらと思うんですけど。

◎成田市町村振興課長 連携中枢都市圏の制度自体は市町村間の連携の制度ですので、基本的には連携協約自体は高知市と各市町村で締結をすることで要件を満たすこととなります。ただし、圏域が県全域に及びますことから、高知市のマンパワーの面からも、我々も地域本部等も参画をさせていただいて、よりよいものになるように汗をかきたいと考えておりますので、県と高知市の連携協約につきましては、こういう構想を県と高知市で役割分担しながら一緒に進めていきたいと思いますという、中身はまだこれからの検討ですけれども、そういう趣旨の協約を、国と国との条約のようなものと言われておりますが、まさにそういうものを締結させていただくことを検討したいと考えております。

それから、(5)の圏域の範囲、財政措置について、国との調整が必要というところですが、担当が総務省になりますけれども、総務省といろいろ調整をしながら、全圏域での取り組みに高知市とも協議をしながら、かじを切ってきたところです。しかしながら、まだ全部の協議が整ったという状況にはなくて、県全域でということと、要綱の中で考えられ

ております日常生活圏域を基本ということの整合性についてどう考えるかも含めて、現在、国と協議を重ねておるところです。見込みで言いますと、これは何としてでも本県の取り組みが認められるように頑張りたいと思いますけれども、市町村の皆さんにも丁寧に説明をさせていただきながら、そういった協議に汗をかいてまいりたいと考えております。

◎桑名委員長 国との関係で、前例がなくということですがけれども、今の地方創生というのは前例とかそんなものは余り問わないと思うんで、ぜひ知事の政策提言なんかもしっかり政府に行って、これをなしていただきたいと思います。どうか自信を持って進めてもらいたいと思います。

◎橋本委員 2点ほどお聞きをしたいと思います。特に幡多、それから、東洋町とか、例えば、経済圏そのものが隣の県と接している、圏域を越えるものがあるじゃないですか。現状そうになっている自治体に対する課題も、これを進めていく上で確かにあると思います。

それともう一つは、定住自立圏構想という、幡多の我々の町もそれをつくっているんですが、それに対する適応性、整合性をどう考えるか。先ほど課長から話があったように、当然、当該市町村にしっかりこれに対する説明はしていただかなければならない。このこと自体はすごくいいことだと思っているんですが、そういうことに対してどういう物の考え方をしているのか。定住自立圏構想だけではなくて、いろんな圏域をまたいだものとか、それぞれの自治体がやっている連携があるじゃないですか。それに対してどう判断するのかということもお聞きをしておきたいと思います。

◎成田市町村振興課長 この連携中枢都市圏構想だけで全ての行政課題が解決できるとは考えていません。したがって、定住自立圏と連携中枢都市圏の両立。高知県でいいますと、全域が連携中枢都市圏の中にあって、幡多地域はその中に定住自立圏も重なってあることも容認される制度になっておりますので、いろんな制度、取り組みと相乗効果を発揮できるような形になればいいと考えております。あわせて、今回の連携中枢都市圏の構想は、連携中枢都市の高知市との関係になりますので、特に遠く離れた、今お話ありました東洋町とか幡多地域は、今までそんなに密な関係があったという状況ではないと思いますけれども、特に経済面なんかで申しますと、高知市と遠方の市町村でつくった物販の販売の場を高知市の中に設けるとか、高知市に宿泊施設が今、集中しておりますが、高知市に入ってきていただいて観光で高知市に泊まった方を次の地域へつないでいくような広域観光の仕組み、あるいは移住であれば、例えば幡多地域へそのまま行かれる方もおいでるかも知れないですけど、中には、高知県内の便のいいところへ一旦入ってきて、高知県内の市町村の様子を見て、定住するところを探したい、いわゆる2段階移住とかいうこともありますので、距離的に離れていて近いところと比べれば関係が薄いところが出てくるとは思いますけれども、その中でも高知市と連携をすることで、周辺の市町村、遠い市町村にもメリットになることがあるのではないかと考えております。

◎橋本委員 この中枢都市制度に対して否定しているものではございません。ただし、この制度に基づいて構想や計画がなされたときに、具体的なメニューが示される中でそのことに対する向き合い方ってやはりあると思うんです。向かわなければ、これに対して理解をしたということにならないので、前から続いているそういう構想とか連携とか広域的な取り組みとか、例えば四国西南サミットとかそういうことに対しての申し合わせとか、その辺がかかわってくると非常に困るので。例えば特に県を越えて、そういう形があるところにはしっかりと説明をしておかなければならないだろうと、これは一応要請をしておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎横山委員 いろいろ期待される効果とか注意すべき点とか、これから課題が抽出されてくるだろうと思うんですけれど、まずもって市町村間の連携ということなんで、中心である高知市の理解とか意気込みはどうかということと、先ほど橋本委員もおっしゃられたように、周辺というのが関係性イコール連携ということになるんでしょうけれど、今回、全域でやることに関して言うと、高知市と関係が深い市町村、例えば隣だけがいろいろ連携が深まったとか、県全域でやるという崇高な理念を持続して消化させていくためには、どういう課題があるのかと考えたんですけれど、やはり連携というところをどう捉えていくのが大事じゃないかと思うんですけれど、その辺はどうでしょうか。

◎成田市町村振興課長 まず1点目、お話がございました高知市の意気込みですけれども、既に昨年つくりました高知市版の総合戦略の中でも、高知市として県内をもっと牽引していく役割を果たさないといけないということを明記しております。この連携中枢都市圏構想の推進に当たりまして、ごらんいただいたように高知市に一番財政措置が厚くいくわけですけれども、高知市としてもこういったことは県内全域の活性化のために活用したいというお考えですので、高知市とはいろいろお話はさせていただきましたけれども、十分にそういう思いを持って一緒に取り組んでいただいていると思っております。

それから、連携につきましては、おっしゃられますように、近いところだからできるものもあると思いますし、近くじゃないとできないものもあるかもわかりません。そういう意味では、連携事業の中で、例えば1から100まで連携事業ができたとして、全てが遠いところでもできるとは限りません。そういう意味では濃淡が出てくる可能性があるとは思いますが、今、各市町村に経済圏域の高知市にこういうことをやって引っ張ってもらいたいという提案をいただいております。これは高知市と一緒にお願いをしております、高知市は幅広にいろんな御意見を下さいと。いただいたものの中から一緒に考えていきたいと思いますので、1から10まで全部の団体でできるとは考えておりませんが、高知市との連携の中で地域地域の課題になっていることが解決できるような取り組みも出てくるのではないかと期待をしております。

◎横山委員 その中で各地域本部がかかわってくるといことで、産業振興計画とか県の

戦略をもとにつくった市町村版の戦略とかいうのが連携を図る役割が大きいんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎成田市町村振興課長 高知市も各市町村への説明の中でおっしゃっていましたが、今御指摘がありましたように、地方創生のためのまち・ひと・しごと総合戦略が各市町村でできています。これは毎年見直しがかかっています。連携事業なんかで盛り込むべきものがあれば、当然それも盛り込んで一緒にやっという考えでおります。

◎横山委員 当然高知市が中心となっているんですけど、せっかく全国で一番先に県版の総合戦略をつくって、市町村でそれを見てつくった市町村版の戦略も、この県全体で連携中枢都市をつくることと相乗効果が生まれると思うので、ぜひともその辺もよろしくお願いを申し上げます。

◎梶総務部長 連携中枢都市圏は市町村同士の連携なので、県が表に出る先行例はないです。しかしながら、我々は、先ほど来課長が申し上げている考えで、全県でやるべきだという認識のもと協議をしてみましたし、それを言う以上、県として主体的にかかわる連携中枢都市圏のモデルを構築したいと思っております。したがって、高知市と県の連携協約も、この構想を進める県の役割を担保するものとして必要になるのではないかと想定をしまして、委員御指摘のとおり取り組んでまいりたいと思っております。

◎米田委員 ただ、2の(1)で書いているように、高知市と周辺市町村だけでやったときに、高知市に一極集中が進むみたいに書いているけれど、他の市町村をさらに力強く牽引といっても、こういうやり方をすると、かえって高知市への一極集中が進むんじゃないかという不安を非常に感じています。もともと連携中枢都市の考え方にしても、結局これまでの国の大きな要因があると思うんです。地方と1次産業の荒廃のもとで過疎化と一極集中的な国土が結果としてつくられてきました。それを何とかしないといけないですけど、今、国の構想は、平成の大合併が終わって、さらに合併というわけにはいけない。コンパクトシティということで、地方の30万都市を中心に、そこへ人を集めようという思想があるんです。それを見たときに、幡多も東部地域も含めて、今ある地域地域のよさというか資源を見ていくことが一番大事で、この全県型の中核都市圏でなくて、今県の出番だと。そういうことをやはり県がリードしていくほうが本来の全県の活性化、それぞれ地域で暮らせる、幡多も含めてやっという、地域再生だと思います。そういうことからしたら、高知市が牽引する中身がよくわかりませんが、そうやって高知市の考えることが幡多にも室戸市にも東洋町にも本当によさが行くのか。高知市もそれどころじゃないですよ。そこに県がかんでいくわけですけど、そういう役割を本来県そのものが果たしていくべきではないかと率直に思うんですけど、そこら辺はどう県は捉えていますか。

◎梶総務部長 県政と市町村政との連携協調ということで、本会議でも議論がありましたけれども、県はまさに委員御指摘のような役割を果たしてきたし、果たしているつもりで

す。今後も県の役割を縮減するつもりは全くありません。今回、高知市の力を得て、中山間地域の振興が県勢浮揚につながるという県の考え方に新たに力を得るんだという思いでして、高知市に一極集中するのではなくて、地域地域で若者が暮らし働ける高知県づくりを目指すためには、高知市のマーケットの機能を比較的距離がある市町村が活用することによって、高知市ではないところで引き続き住むことができる、家庭を育むことができるということに持っていかねばならないと考えております。高知市の意向を各市町村が伺うんじゃなくて、各市町村が高知市の力を使う。もちろん、県も引き続き県政と市町村政との連携のもとでやっていきます。したがって、県全体の浮揚のために、県の力を緩めることなく、高知市の力も活用させていただきながら、引き続き地域地域で若者が暮らし働ける高知県づくりを目指していくというのが私どもの考え方で、そのような構想になるようにこれから具体的に詰めていきたいと考えております。

◎米田委員 まだこれは始まろうとしているところで、有機的な考え方をしないといけないけれど、そうは言っても、例えば高知市ですけれど、市議会は土佐清水市のことや室戸市のことまで視野に入れて、固有の自治体がそういうことをやることはできないし、力を超えているわけです。そのことを考えたとき、部長が言われたように、本当に県としてどういう役割を発揮すれば言われるようなことができるか。今やっているんですけれど、もう一工夫も要るし、力も要るし、パワーも要ると思うんで、高知市にそういうこと求めて全県の役に立つか。これはなかなか消えませんが。

◎梶総務部長 高知市議会での議論はまさに今、6月議会開会中で、きょうもいろんな御質問がこの件についてあるやに聞いておりますので、私のほうで予断を持って申し上げるわけにはいきませんが、事務方からお聞きをしておりますのは、この制度を使って県全体の活性化といいますか振興のために、この交付税措置という財源を使うんだとお聞きしております。市議会でもどのような議論があるかというのは私どもが予断をすることでありませんけれども、私どもがカウンターパートとしている執行部がそのようなお考えなので、少なくとも市議会にはそういう御説明をされるだろうと考えているところです。また、県の役割は小さくなることはありません。むしろ大きくしていかなくちゃいけません。それは不断の見直しが必要ですし、このような議会での議論を通じて、市町村にこういう支援が必要ではないかという議論があれば、それが実現できるように頑張りたいと思いますし、引き続き県内全体の振興のために汗をかいていくつもりです。

◎金岡委員 私も33市町村と高知市が平行につながっても、どのようにやるのかという思いがありました。そこで、先ほどからの話の中で、横山委員も言われたんですが、産業振興計画をやられていますので、その地域と高知市とのつながりという考え方のもとにやればいいんじゃないかと考えています。そこで県の果たす役割は非常に重要になってくると思っていますので、そこら辺も踏まえてしっかりとやっていただきたいと思うんですが、

でしょうか。

◎**梶総務部長** 資料にもあるように、地域本部が各市町村、高知市との調整の間に入ってということも常に折り込んでおります。御指摘のとおり、県が主体的にかかわって、この構想の実現に取り組んでまいります。

◎**桑名委員長** それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

昼食のため休憩といたします。再開は午後1時でお願いいたします。

(昼食のため休憩 12時3分～13時0分)

◎**桑名委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《教育委員会》

◎**桑名委員長** 次に、教育委員会について行います。

最初に、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**田村教育長** 議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告させていただきます。

1件目は、高知県ボクシング連盟の役員を務めていた2名の県立学校教員が選手強化・育成のための補助金の一部を不正に受給し、補助対象経費以外の経費に使用していた事案です。当該2名の教員に対しましては、4月27日付で停職1カ月の懲戒処分としました。

2件目は、事件発生当時、西部地域の県立高等学校に勤務していた元非常勤講師が、女子生徒に対し強制わいせつに当たる行為を行った容疑で逮捕された事案です。元非常勤講師は教育公務員として不適切な行為を行ったことを認めておりますので、6月9日付で雇用契約を解消しました。

また、先日、県立宿毛高等学校教諭が酒気帯び運転で逮捕された事案がございますが、本事案につきましては現在調査中であり、判明次第、厳正に対処してまいります。

これまでも綱紀粛正と服務規律の徹底を図ってまいりましたが、県立学校教員が連続して逮捕されるような事態を招き、生徒、保護者、そして県民の皆様の教育に対する期待・信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。今後は、法令遵守と綱紀粛正をなお一層徹底し、不祥事の再発防止に努めますとともに、教職員一人一人が教育公務員の職責の重さを認識し、日々高い志を持って職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど高等学校課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案の御説明をさせていただきます。6月議会に提出しております教育委員

会関係の議案は条例議案3件、その他議案3件の合計6件です。

資料④、平成28年6月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の3ページをお開きください。下段の、高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案です。この条例は、平成28年熊本地震の被災者が、県立中学校や県立高等学校に入学または転入学する場合について、入学手数料及び入学料を徴収しないこととしようとするものです。

4ページをお開きください。高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案です。この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例について、必要な改正をしようとするものです。

次に、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案です。この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を考慮し、保育所の職員配置に係る特例等について必要な改正をしようとするものです。

5ページをお願いします。下段の、新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案。次の6ページ、新図書館等複合施設電気設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案、並びに新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。新図書館等複合施設の建築主体工事、電気設備工事及び空調設備工事につきましては、平成28年8月15日を完成期限として施工中ですが、建築物における天井落下防止対策等の実施及び東洋ゴム工業株式会社の免震材料の不正事案問題により、免震装置を他社の製品に変更したことに伴う施工工程の見直しにより、建築主体工事においては契約金額及び完成期限を、電気設備工事及び空調設備工事においては完成期限をそれぞれ変更する必要性が生じたため、これらの工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて議決をお願いするものです。

各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項ですが、冒頭に御説明しました教職員の不祥事のほかに、3月から4月にかけて実施したパブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、5月に策定しました高知県立特別支援学校再編振興計画（第二次）の内容につきまして、特別支援教育課長から御報告をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして、開催状況を御説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。高知県教科用図書選定審議会を5月と6月に、高知県立学校の校名に関する検討委員会を4月と5月に、高知県社会教育委員会を6月にそれぞれ開催しました。各審議会の審議項目等につきましては資料のとおりです。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様にご報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上です。

◎桑名委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈幼保支援課〉

◎桑名委員長 幼保支援課の説明を求めます。

◎溝渕幼保支援課長 私からは、高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案と、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案の2件について説明させていただきます。この2件は内容が重複しておりますので、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の資料により、あわせて説明をさせていただきます。また、この条例は、高知県内の児童福祉施設の面積や設備、職員の資格要件、人数などの基準を定めており、厚生労働省で示されている基準に準じて定めております。今回の改正については、用意をしました資料で御説明させていただきますので、別冊の総務委員会資料、議案説明資料、教育委員会、赤色インデックスの幼保支援課の2ページをお開きください。

この条例の改正の趣旨は2つあります。まず(1)にありますように、建築基準法施行令の改正に伴って国の省令の改正があったため、県条例の改正が必要になったこと。2つ目は(2)にありますように、保育士の担い手確保及び保育士の勤務環境の改善につながるため、省令の職員配置基準において保育士の業務についての要件を一定程度柔軟にする特例が設けられましたので、これを準用している県条例においても当分の間、特例を設ける内容を規定するものです。

次の条例改正の案の内容をごらんください。(1)設備の基準の規定の改正ですが、建築基準法施行令に特別避難階段に係る規定が追加され、規制についても合理化がされたことにより国の省令が改正となり、基準条例も改正するものです。

(2)保育所の職員配置に係る特例の規定についてですが、①の朝夕の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例、②幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例、③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例の3つの保育士配置の弾力化について、附則に追加しようとするものです。

このうち①と②について、次のページをごらんください。まず、①朝夕の児童が少数となる時間帯における特例ですが、保育所では登園・降園の朝夕での児童が少なくなる時間帯において、保育士配置についても最低2名の保育士、有資格者の配置が必要となっております。今回の特例では、児童の人数に応じ基準の計算上2名を下回る場合に、2名のうち1名は保育士と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者、例えば子育て支援員研修修了者などを置くことができるとした弾力的な職員配置を可能としたものです。

その下、2の研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化では、前ページの③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例について具体

的に示しております。この図にありますように、点線枠内の職員が基準上での職員配置となるものです。今回の特例は、点線の枠外の黒丸印の保育士について、子育て支援員研修修了者等を置くことができるとしたものです。

前のページにお戻りください。このような特例を活用する場合であっても、④の規定で①の特例以外では、保育士資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士数の3分の2以上は置かなければならないとしており、有資格者の職員の確保を規定しております。

次に、認定こども園条例の一部を改正する条例議案です。同じく別冊資料の1ページをお開きください。内容的には先ほどの基準条例と同じですが、②に幼稚園教諭が含まれておりません。これは、認定こども園では基準条例で特例として認めようとしている幼稚園教諭が既に職員要件として入っているからです。また、認定こども園条例では学級の担任には保育教諭と規定されていることから、特例によって小学校教諭等を配置する場合であっても、学級担任にはならないことを規定しております。この2点が、児童福祉施設の基準条例と異なっております。

保育所等における保育は、専門知識と技術を有する保育士が行うことが原則であり、国においても、保育所の設置者は保育士確保に努めることと、保育士が専門的業務に専念できるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業は保育士以外が行うなど、業務の見直しを図ること。また、保育士以外の者を保育士とみなす場合であっても、保育士等の処遇改善に配慮することなど、特例を活用するに当たっての注意を促す通知も出しております。

県としましても、この条例改正は特例的措置であり、保育業務はあくまで保育士が行う原則を守っていただくよう、市町村や施設に説明していきたいと考えております。また、このような特例によって保育所の質の低下が起きないように、当課では、園内研修や地域ブロックでの研修、幼保支援アドバイザーの指導等、保育士等が参加しやすいよう施設の近くで研修を行うことも含め、就学前の保育・教育の研修体制を充実し、保育士及び施設の質を確保してまいります。

以上が、条例議案の説明です。

次に、当課の予算として計上しておりませんが、関連する事業がございますので、説明をさせていただきます。お手元の資料で、右肩②平成28年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の16ページをお開きください。

社会福祉法人経営労務管理改善支援事業費補助金として1,300万円余りを地域福祉政策課で計上しております。これは社会福祉法人を対象とした補助事業ですが、法人の所管が各課にまたがっておりますので、地域福祉政策課にまとめて計上し、事業の執行に当たってはそれぞれの所管課に配当がえをした上で、各所管課が運営管理・助言を行うこととしております。

この内容については、資料も用意しておりますので、再び別冊の総務委員会資料、議案説明資料、教育委員会、赤色インデックスの幼保支援課4ページをごらんください。

(1)の趣旨の項目にありますように、この事業は、社会福祉法人が、経営労務管理の状況について、公認会計士、税理士、弁護士、社会保険労務士などの専門家による確認・助言を受けることにより、経営労務管理の改善を図るとともに、福祉人材の確保を促進することを支援するものです。具体的には、公認会計士などの専門家にある経営労務管理状況の確認、相談支援、フォローアップという一連の支援を通じまして、社会福祉法人における雇用管理の改善や人材育成に対する支援、また、経営体制の強化に対する支援を行おうとするものです。財源は全額国費となっており、1法人当たり46万円を上限に補助することとしております。幼保支援課関係では、15法人がこの補助金を活用し、経営労務管理の専門家の相談支援を受けたい旨の希望が出ており、適切に執行されますよう助言等を行ってまいります。

説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 10号と11号、子育て支援員研修を受ける人が配置できれば2人目はそれでもいいとなっていますけれど、これはどういう研修を受けるのか、保育士資格に近いぐらいの対応ができる人になるのか、そこら辺はどうなんですか。

◎溝渕幼保支援課長 子育て支援員の研修につきましては、現在、県が主体でやっております。研修内容としましては、保育の原理、あるいは子供の発達、対人援助の価値と倫理といった保育の専門学校でも学ぶような内容を、県の場合には高知学園短期大学の先生方に御協力いただいて設けております。基本研修としましては、2日間、いずれも土曜日と日曜日ですけれども、やっております。それと同時に、こういった地域保育コースを受けられる方につきましては、専門研修も同時にやっていただくようになりまして、専門研修は3日間の計画でやるようにしております。時間的には、基本研修が8科目8時間、専門研修が18科目21時間、そして、2日以上の実習という内容になっております。

◎米田委員 朝晩に児童が少なくなるということだけれど、その時間帯の2人目の代替は構わないけれど、保育そのものはできないということか。できるのか。

◎溝渕幼保支援課長 あくまでも保育士の補助、それと保育士の業務改善というところになりますので、朝夕の時間帯につきましては、基準上、2名以下の場合に1名はこういった子育て支援員研修の修了者で構わないということになっております。

◎米田委員 朝は確かに子供が減りますけれど、7時、8時とか、6時、7時というのは親と接触できる、非常に大事な時間ですよ。連絡帳の手渡しもあるかもしれませんが、直接会って話をする大事な時間帯なわけで、ちゃんと夕方のお母さん、お父さんとのやりとりができる保育士をきちんと配置するのがベストだし、そこで柔軟にするとか代替

とかいうことは、子供の安全確保だとか、保育の質の問題から、問題がありはしないかと強く思うんですけど、そこら辺はどんな理解ですか。

◎溝渕幼保支援課長 確かに、登園、特に降園時間帯の保護者とのコミュニケーションは、非常に重要な時間帯ですので、私どもとしましても、あくまでこれは特例的な措置であるというところを、市町村、施設に十分理解をしていただきたいと思います。

◎米田委員 特例的という場合、一番大事なのはやはり保育の質をどう担保するかです。一つは特例的な措置で期限的なものがどうなのかということと、そうすることによって確保できると理解されているのか。認定こども園の場合も、学校の先生とか代替みたいになっているけれど、学校の先生も現にいませんから、幾ら人を配置しようといっても臨時的先生すら見つからない。退職しても再任用すらなかなか来てもらえない状況の中で、現実的にはそういうふうに柔軟化しても、人員を構えることは難しいのではないかと思います。そこら辺はどう考えていますか。

◎溝渕幼保支援課長 当分の間というところの期限につきましては、国では待機児童が一定解消になったときとFAQでは出ております。ただ、あくまでもこれは保育士の配置という原則を守っていただきたい、保育士の確保に努めていただきたい。ここは重要な点ですので、それでもなおかつ保育士を確保できない場合、あくまでもこういうところも認められる条例であると認識していただきたいということで、市町村や施設には御説明をさせていただきます。

◎米田委員 現に確保できる見通しがあるか。

◎溝渕幼保支援課長 子育て支援員につきましては、平成27年に111人、ことしにおきましても107人の申し込みが来ております。ことしにつきましては、全員まだ全てが修了しておりませんので、107人のうち何人修了するかが見えておりませんが、そういった意欲のある子育て支援にかかわりたいという方がたくさんいらっしゃいますので、一定確保ができるのではないかと思います。

◎米田委員 最後ですけど、高知市であれば去年は待機児童が四十何人、10月で130人、1月で250人ぐらいになって、中途では余計にふえてきているわけで、今年度の4月も40人ぐらいおいでたということですけども、県全体として現状で待機児童はどうなっていますか。

◎溝渕幼保支援課長 県全体の4月1日の見込みですけど、まだこれは精査中ですので、待機児童が出ているのは高知市だけになっております。ほかの市町村では出ておりません。ただ、昨年も10月には高知市以外でも南国市とか四万十市で待機児童が出ておりますので、10月そして1月、ちょっと様子も見ていきたいと思っております。ただ、四万十市は去年、年度途中で施設が1つふえておりますし、南国市も小規模保育事業が新たにできておりますので、そういったところで一定待機児童の4月1日は受け入れが可能になっていると思

います。

◎米田委員 去年の10月と、ことしの1月1日の全県の待機児童数だけ教えてください。

◎溝渕幼保支援課長 平成27年10月1日、高知県内で154人、うち高知市が134人になっております。1月1日は、これは県が独自に調査をしているものですが、277人、うち高知市が247人という数字になっております。

◎橋本委員 社会福祉法人経営労務管理改善支援事業についてお聞きしたいです。この事業内容については、経営労務管理の確認と経営基盤強化の助言等というのがあるんですが、そこで補助事業の活用について予算組みをされていますよね。そして、その法人数が出ていますが、これは一応申請に基づく件数ですか。

◎溝渕幼保支援課長 この件数は全法人に補助金を活用するかどうかという意向を2回ほど調査しまして、手挙げ方式で上がってきているものです。まだ直接的な申請の件数ではございません。

◎橋本委員 経営する立場のほうから見ると、この事業を導入することで自分たちの経営を全部オープンにしてしまうという状況はあるのではないかと思います。できれば、この事業をきちんと全社会福祉法人に当て込んで、その中身を本当はオープンにさせていただく形が一番いいと思うんですが、今、高知県内の社会福祉法人はどれぐらいの数があるんですか。

◎溝渕幼保支援課長 児童福祉だけでよろしいでしょうか。

◎橋本委員 それで結構です。

◎溝渕幼保支援課長 保育所関係の対象となる法人数は72法人ございます。

◎橋本委員 72法人のうち、この事業に対して手を挙げたのは15法人ということだと思います。できれば、この事業については、できるだけ全ての法人に受けていただいて、受けることが、経営労務の管理にもきちんとつながってきますし、県のほうも確認ですね。それから、もう一つは経営基盤ですね。安定的に経営ができていのかどうか、財務はどうなのかということもしっかり知らしめていただけることになると思うんです。そういう面では、全てにわたってこの事業を使っていただくということも。例えばこれは国の100%事業とお聞きをしていますが、やはり枠はあるんですか。

◎溝渕幼保支援課長 この事業が国から提示されたのが、ことしの2月という非常に短い期間での作業となりましたので、私どものほうも2回調査をしたものの、十分周知ができていくところはありません。国からもまだ詳しい内容等が示されておられません。したがって、予算もどのくらいあるのかが明確ではない状況です。今後、補正予算等で国から予算の追加等がありましたら、国にも手を挙げていただくように、こちら働きかけていきたいと思っております。

◎橋本委員 これはいい事業だと思いますので、できるだけ対象となる社会福祉法人につ

いてはこの事業を活用していただけるように、しっかり説明やオファーの行動を起こしていただくように要請をしておきたいと思えます。

◎**金岡委員** 保育所の職員配置に係る取り組みのところで1点、家庭的保育者とはどういうものですか。

◎**溝渕幼保支援課長** 家庭的保育者と申しますのは、今回、新制度で新しく地域型保育事業という保育機能の部分を持ちました事業所ができるようになりました。その運営ができる資格を持つ設置者を家庭的保育者と呼んでおります。資格要件としましては、子育て支援員研修にプラス、認定研修というものを受けていただく必要があります。保育士・看護師等につきましては、子育て支援員の研修の基本研修だけで家庭的保育者という形で事業を運営することはできます。

◎**横山委員** 認定こども園の保育教諭にかわる小学校教諭の件ですけれども、小学校教諭等を活用される場合に、何か基準は存在するのでしょうか。

◎**溝渕幼保支援課長** 先ほど申しましたように、保育士全体の数の3分の2以上を保育士の資格で確保していれば、特に基準というものはないです。

◎**桑名委員長** 質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎**桑名委員長** 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎**高岸高等学校課長** お手元の資料③、平成28年6月高知県議会定例会議案(条例その他)の22ページをお開きください。

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案のうち、高等学校課の所管分について御説明をさせていただきます。

次の23ページの第4条をお願いします。高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正についてです。今回の改正は、4月14日以降に発生しました熊本地震の被災に伴い、県立中学校及び県立高等学校への入学者・転学者について、入学手数料及び入学料を徴収しないこととするために必要な改正を行うものです。授業料につきましては現行条例で免除規定がありますが、入学手数料及び入学料については免除規定がなく徴収することとなっております。この入学手数料と入学料につきましては、平成23年に発生しました東日本大震災において、高知県立学校授業料等徴収条例の附則に1項を追加することで対応しました。今回の熊本地震におきましても同様の対応を行うものです。また、今回改正する条例は附則にありますように、公布の日から施行することになりますが、平成28年4月14日から適用するとし、今後受け入れの生徒がいれば、熊本地震で被災されたという事実に基づきまして、入学手数料及び入学料は納付することを要しない、と規定をしております。なお、現在のところ、熊本県からの転入学等の問い合わせはございません。

以上で、高等学校課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎桑名委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 新図書館等複合施設に係る工事請負契約の一部を変更する3件の契約議案について御説明をさせていただきます。今回、3件の契約議案につきまして、建築主体工事は契約金額の増額と完成期限の延長、また、電気設備及び空調設備工事は完成期限の延長を行おうとするものです。一連の工事に関するものですので、まとめて御説明をさせていただきます。

お手元の資料④の議案説明書（条例その他）の5ページをお願いします。建築主体工事は大成・ミタニ・有生特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成28年8月15日を完成期限として施行中ですが、この請負契約につきまして、契約金額と完成期限を変更しようとするものです。

まず、契約金額の変更につきましては、特定天井に係る天井落下防止対策と、そのほか、工事着手後における設計変更に伴うもの。例えば、1階の録音室の遮音仕様の変更によりますものや、ハトなどによる鳥害対策のための電線を敷設することなどによりまして、工事費を増額する必要性が生じたので、契約金額を2億9,700万円余り増額しようとするものです。

なお、東洋ゴム工業の免震装置の関係で増額となる工事に関する経費につきましては、直接、請負事業者が東洋ゴム工業に保障を求めることになっておりますので、今回、契約金額の増額分には含まれておりません。

次に、完成期限の変更につきましては、特定天井に係る天井落下防止対策として4カ月、東洋ゴム工業による免震装置を他社製品に変更したことに伴い、工事を一時中止したことによる工期の延長分として1年、計1年4カ月の完成期限の遅延が生じることとなりました。

お手元の資料③の議案（条例その他）の30ページをお願いします。このため、建築主体工事の請負契約に関しまして、契約金額につきましては98億3,354万6,880円を101億3,106万3,120円に、また完成期限については平成28年8月15日を平成29年12月15日に変更するものです。

続きまして、電気設備、空調設備工事に係る請負契約の一部を変更する議案に関してあわせて御説明します。お手元の資料④の議案説明書（条例その他）の6ページをお願いします。

まず、上の電気設備工事につきましては、荒川・片岡・山下特定建設工事共同企業体と

請負契約を締結し、また、下の空調設備工事につきましては、大成設備・関西設備・ヨシカワ設備特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成 28 年 8 月 15 日を完成期限として施行中です。

先ほど御説明しましたように、建築主体工事において特定天井に係る天井落下防止対策と東洋ゴム工業による免震装置の他社製品への変更に伴う施工工程の見直しにより、完成期限を 1 年 4 カ月延ばす必要が生じたことから、電気設備、空調設備工事ともに完成期限を建築主体工事と同じく平成 29 年 12 月 15 日に変更しようとするものです。

なお、電気設備、空調設備工事についての天井落下防止対策などに係る契約金額の変更に関しては、工事を一時中止しておりましたことや、建築主体工事の設計の見直し後でないと設計変更が設備については行えないことから、変更金額の積算などが 6 月議会には間に合いませんでしたので、内容を精査した上で 9 月議会において御報告をさせていただくことにしております。

私からの説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 特定天井落下防止対策は、熊本地震でも繰り返す揺れとかで避難所などで天井の落下があって、そういうことにも対応できるということではよろしいでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 そういった地震で天井が落下して、けががないようにということでの対策です。

◎横山委員 これは途中でこういう仕様が変わったということでしょうか。変わった経緯と、施行するに当たって、実際その品質が担保されるかはどう管理されていますか。

◎国則新図書館整備課長 平成 25 年 8 月に特定天井の天井落下防止対策についての国土交通省及び文部科学省通知が出ております。国土交通省の通知では、高さが 6 メートルを超えて、かつ面積が 200 平方メートル以上というものでした。その後に出ました文部科学省通知では、学校施設で高さが 6 メートルまたは 200 平方メートル以上の天井に対して行うということです。今回、新図書館等複合施設につきましては、学校の施設ではございませんが、不特定多数の人が利用する施設でもございますし、また津波避難ビルの指定もされております。それから、貴重な資料もございますので、そういったことも考慮しまして特定天井落下防止対策を行うというものです。品質は設計業者と十分調整をしまして、天井落下防止対策が十分できるといった設計になっております。

◎横山委員 一般質問でも取り上げられていましたけれど、繰り返す揺れとか、避難所でも天井落下がかなりあったということなんで、今、お聞きしたら、内空断面によってそういうふうに仕様を変えているということだったんですけれど、やっぱりそっちのほうにも対応されている。揺れとかそういう棟の耐震的なものも含まれた工事ということですよ。

◎国則新図書館整備課長 国土交通省の天井落下防止対策の技術基準というものがござい

まして、こちらにつきましては、免震構造の場合においてもつり天井の対策の耐震基準が示されておりまして、これを満たすものというところがございます。耐震の構造と比べますと多少基準が緩和されておりますが、免震構造でも天井落下防止対策は行うという基準がございます。

◎**金岡委員** まず1点目は、ハト等の鳥害の防止と言われておりましたけれども、電線にとげのようなものをやるんだと思いますが、これは四国電力の工事になるんじゃないかと思えますけれど、どうでしょうか。

◎**国則新図書館整備課長** 建物にハトが来まして、そこにふんをするというところがございますので、建物に電線みたいところで軽い電流を流してという対策になります。

◎**金岡委員** もう一点、電気設備と空調設備に関してですが、もともと機器の落下防止はされておると思うんですが、どのように天井の落下防止とかかわってくるのでしょうか。

◎**国則新図書館整備課長** 建築工事のほうで天井落下防止対策でボルトでとめたり、斜めの部材でやったり、それとか当たらないようにすき間を構えたりというふうにします。設備工事では、配管とか配線の迂回の工事、それから配管等を支えるつりボルト、それから斜め部材などの追加工事を行う内容になっております。

◎**金岡委員** もともと構造体からつる形で、それぞれの機器が落下しないように対策はとられていると思うんですが、それが天井の落下防止とどのようにかかわるのかお伺いしているんです。

◎**国則新図書館整備課長** 本体工事が1年4カ月延びますので、設備工事につきましても、本体工事が終わって、ある程度本体の躯体が終わって、それから内装とかになりますので、全体の工事の仕上がるのが平成29年12月になりますので、設備も本体工事とあわせての工期延長ということです。

◎**金岡委員** 先ほどの説明の中で、この変更に伴う工事請負契約の変更については9月議会でと言われましたので、それは天井落下防止の変更にかかわるということと言われましたよね。そしたら、それはどういう内容かとお聞きしているんです。

◎**国則新図書館整備課長** 天井落下防止対策の設備の工事については、先ほどの内容です。あと、先ほど言いましたように、建築主体工事で今回変更しますので、取り合わせの関係とかが設備の関係で出てきますので、それは一定、建築主体工事の設計をくくってから後での変更になります。建築主体工事については部分中止ということで、そこに現場の職員がおりながら設計の見直しをやっておりましたが、設備工事につきましては一部中止ということで、もう現場に職員がおりませんでしたので、復帰してから、現在、設計の見直し。

◎**北村教育次長** どうして設備工事まで影響してくるかという話しですね。かなり大規模な変更になりますんで、そのため設備工事についても、今後9月に御報告しますけれど金額が変更になってくるということです。

それをもうちよっと詳しく言えるのであれば。

◎国則新図書館整備課長 内容につきましてはそういうことで本体が変わりますので、設備の関係の費用が当然発生してきます。それについては現在、設計の見直しもやりながら精査しておりますので、今回の6月議会ではちょっと間に合いませんでしたので、次の9月議会で報告をさせていただくというところです。

◎金岡委員 私が言いたいのは、天井落下防止の工事をやられる。それに伴う設計変更があるのではという、だから、それについての金額の変更があるんでしょう。その説明を欲しかったんですが、なかなかおっしゃっていただけないので、重大な変更があるんでしょう。そう理解をしておきます。天井の落下、非構造体の落下防止、いろいろ一般質問でも出ておりましたけれども、それは本来ならば設備工事と余り干渉するとよくないところもあろうかと思うんですが。そこでどういう内容なのかお聞きしたので、それについては9月議会に出されるということですから、きちんと説明していただきたいと思います。

◎国則新図書館整備課長 9月議会での報告は専決処分報告という形になりますので、委員会で説明をまたさせていただきます。つり天井対策の内容については先ほど説明させていただきましたように、配管とか配管の迂回工事とか配管を支えるボルトとかの固定です。

◎金岡委員 そうやって言われるからおかしくなるんです。もともと部材とか機器は構造体からついているものだと思うんです。ですから、その非構造体がどうこう言ってもそれほど変わるものではないと思いますので、それがどんどん変わっていくような表現をなされるから、非常におかしな話になってくるんじゃないかと思います。なかなか説明が難しいでしょうから、できればまたわかった時点で報告していただきます。

◎国則新図書館整備課長 改めて報告させていただきます。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(なし)

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

〈高等学校課〉

◎桑名委員長 教職員の不祥事について、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 県立学校教員の不祥事事案について説明をさせていただきます。総務委員会資料、報告事項の赤ラベル、高等学校課の1ページをお開きください。

まず、県立学校教職員による補助金の不正受給に係る懲戒処分事案です。対象職員は県立高等学校教諭、尾崎召二郎、48歳、及び、関政明、46歳の2名です。

両教諭は、県立高等学校の教員として勤務する傍ら、高知県ボクシング連盟の役員とし

てボクシング連盟の会計業務及び選手強化の事業の執行に携わっておりました。両教諭は、少なくとも平成 20 年度から平成 24 年度までの間、選手育成・強化のための公益財団法人高知県体育協会の補助金の一部を不正に交付させていたことが、平成 26 年 1 月に明らかになりました。両教諭は、私的流用はないとしながらも、補助金を補助対象経費以外の経費にも使用したこと、みずからが偽造した領収書などを添付し、事実とは異なる事業を報告し、補助金の一部を不正に交付させたことを認めておりました。しかしながら、ボクシング連盟は会計帳簿が整備されておらず、県教育委員会及び県体育協会による補助金の使用用途の調査、確認にも限界があることなどから、平成 26 年 4 月、高知県体育協会が告発をしました。平成 28 年 3 月、両教諭は不起訴処分となりましたけれども、補助金を不正に交付させたことは教育公務員としてあるまじき行為でありまして、平成 28 年 4 月 27 日付で停職一月の懲戒処分としたものです。

この事案につきましては、各競技団体の多くで教員が実務を担っており、負担が大きいという問題もありましたことから、県体育協会では、会計研修会の充実を図ること、また、各団体への会計事務をサポートする体制を構築することなどにより、再発防止に取り組むとの報告を受けております。県教育委員会としましても、補助金の適切な執行がなされるよう、県体育協会への指導・助言を適切に行ってまいりたいと考えておるところです。

続いて、2 ページをお願いします。強制わいせつの容疑により元非常勤講師が逮捕された事案です。対象職員は、松下泰生、27 歳です。

元非常勤講師は平成 28 年 4 月 16 日深夜に、昨年度勤務していた学校の 10 代女子生徒を呼び出し、話をしている中で、女子生徒を抱きしめる行為を行ったものです。このことは、5 月中ごろ、女子生徒と友人が話をしている内容を学校の教員が聞き、発覚したものです。元非常勤講師は、女性生徒を深夜に呼び出したこと、女子生徒を抱きしめたことについては認めており、6 月 9 日付で雇用契約を解消しました。

元非常勤講師の行為は、生徒の心を傷つけ、人権を侵害する許されない行為であり、青少年を教育すべき教員の行った行為として社会的影響は非常に大きく、教育公務員に対する信頼を著しく失墜させるものです。その後、6 月 12 日午前、元非常勤講師は中村署員により強制わいせつの容疑で逮捕されております。同日夕方、県立学校長にはこの事案概要を知らせ、改めて服務規律の徹底を図るよう指示したところでした。

以上でございますが、最後に、資料はございませんが、5 月 22 日に県立宿毛高等学校の教諭が酒気帯び運転により逮捕されるという事案がございました。教諭は、前日、保護者との懇親会で飲酒をし、家に帰り睡眠をとり、翌朝、出勤途中に飲酒検知を受け逮捕された事案がございました。この件につきましては現在調査中ですので、後日改めて御報告をさせていただきます。

不祥事が続き、県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、まことに申しわけござい

ません。

高等学校課からの報告は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

本当に教員のこういった不祥事というのは、社会的影響が大きくて、一般県民の教育公務員に対する社会的信用を失墜させるものであります。各学校において、この服務規律の徹底はされているんですが、毎年このことが出てくるわけであって、より徹底をして二度とないように、委員長として申し入れをしたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎桑名委員長 次に、高知県立特別支援学校再編振興計画（第二次）の策定について、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 本日は、病弱特別支援学校を対象とします県立特別支援学校再編振興計画（第二次）を、さきに開催しました5月の定例教育委員会におきまして、正式に決定させていただきましたので御報告をさせていただきます。この再編振興計画につきましては、2月議会の総務委員会で計画案を報告させていただき、委員の皆様から御意見をいただきました。その後、広く県民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントに寄せられた御意見と対応については、後ほど説明をします。

それでは、総務委員会資料の報告事項、赤いインデックスの特別支援教育課の1ページをごらんください。

本計画の概要を載せております。今回の再編振興の対象としましたのは、病弱の児童生徒を対象としている高知江の口養護学校です。本計画では、在籍する児童生徒の実態が大きく変化したことに伴う教育的ニーズの変化や多様化に対応し、県内唯一の病弱特別支援学校として、資料の右側の概要の欄にありますように、教育内容や教育環境の整備、進路保障を含めた専門的な指導支援の充実、南海トラフ地震や医療的な緊急時に対応できる安心・安全の確保、地域の小中学校、高等学校等への支援機能の強化などを実現する学校を目指します。そのためにも、高知江の口養護学校本校はグラウンドの施設整備等が可能な大原町の教育センター分館敷地へ、寄宿舎については緊急時の対応ができることを重視し、越前町の盲学校寄宿舎と同じ敷地内に移転する計画です。

以上が再編計画の概要ですが、詳細な計画の内容に関しましては、別冊で高知県立特別支援学校再編振興計画(第二次)をお配りさせていただいておりますのでごらんください。

続いて、3月25日から4月23日まで実施しましたパブリックコメントでいただきました御意見について御報告させていただきます。同じ資料の2ページのパブリックコメントの概要をごらんください。

御意見は、2団体から23件いただきました。その内訳は、教育課程の編成や教育内容の充実に関するものが11件、施設設備や安心安全な教育環境の整備に関するものが7件、関係機関との連携やセンター的機能の充実に関するものが3件、その他が2件でした。

詳細は、資料の3ページ以降に御意見に対する考え方を掲載していますのでごらんください。これらの御意見のうち、教育課程や教育内容の充実及び小中学校等への支援機能の強化に関することとしましては、今後、県教育委員会と学校が連携し、推進体制を整備し、具体化を進めていくべき内容であると考えています。また、安心安全な教育環境の整備等に関しましては、移転後の学校と寄宿舎の連携や緊急時の対応について御意見がありましたが、これらについても、関係する学校や医療機関との協議や体制づくりなど、今からできることは早急に、移転開校時に実現すべきことについては今後しっかりと検討を進めてまいりたいと考えています。以上のようなことから、パブリックコメントでいただいた御意見等により計画の内容に変更すべき点はないと判断をさせていただいたところです。

今後は、移転のための校舎建築に向けての準備を初めとしますハード面や、教育内容や専門性などソフト面の充実など、本再編振興の実現に向け、当課を中心に着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告とさせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 今の現地の移転後の活用等についてはまだ検討段階には入ってないですか。

◎橋本特別支援教育課長 まだ検討を始めてない段階です。平成32年度中の移転開校を目指しており、それまでは学校を使うという事情もありますので、これから検討を行っていくことにしております。

◎池脇委員 移転先の大原町の施設を活用している諸団体がいらっしゃいますけれども、その方々の移転が前提になるわけですが、その進捗状況はどうですか。

◎橋本特別支援教育課長 教育委員会で窓口を設けまして、紹介できる移転先等について今洗い出しをしているところです。鋭意、それぞれの団体の希望を聞きながら、行き先等についてまず御相談をしながら進めていくという状況になっております。

◎池脇委員 そのあたりは、大変に重要な課題ですので、しっかり対応をしていただいて、その上で、先ほどの御説明のような施設がしっかりでき上がることが大切です。しっかりこの計画の振興とあわせて対応をお願いしたいと思います。

◎桑名委員長 ほかに。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後2時20分とします。

(休憩 14時6分～14時20分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《警察本部》

◎桑名委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、首席監察官に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎上野警察本部長 それでは、警察本部提出の報告議案、報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」について御説明します。お手元の資料③平成28年6月高知県議会定例会議案（条例その他）の72ページをごらんください。

この報告議案は、警察が管理する公用自動車による公務中の人身事故について損害賠償の額の専決処分をしましたので、報告し承認を求めるものです。損害賠償の額や事件の概要等については、首席監察官から説明をさせます。

私からは以上です。

◎桑名委員長 次に、首席監察官の説明を求めます。

◎依岡首席監察官 私からは、報告議案の報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」について、御報告をします。

お手元の資料③の平成28年6月高知県議会定例会議案（条例その他）の72ページ、及び、資料④、同議案説明書の12ページをごらんください。本議案は、公用車による交通事故の損害賠償額の決定に係る専決処分について、御報告をさせていただくものです。

本件事故につきましては、平成26年4月22日に幡多郡黒潮町の国道において発生したものでして、職員の脇見により、乗車する普通乗用自動車センターラインをはみ出し、対向車線を走行中の相手側の普通乗用自動車と衝突をしたものです。この事故により、相手側の普通乗用自動車に同乗していた男性が椎間板ヘルニアなどの障害を負い、110日間の入院を含む591日の治療を要することとなっております。昨年12月、症状が固定して治療が中止されることとなりましたが、頸椎に変形が残るなどの障害が残りましたことから、本年3月に後遺障害が認定をされております。この男性に対する治療費、障害慰謝料及び後遺障害による損害などに係る損害賠償額が1,173万8,626円となりまして、500万円を超えたことから、その額について承認を求めるものです。なお、本件における賠償につきましては、自動車保険の契約先であります保険組合から全額支払い済みとなっております。

私の説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

それでは、警察本部より2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、生活安全部長及び交通部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎上野警察本部長 それでは、報告事項を2件御説明させていただきます。

1件目ですが、警察本部生活安全部生活安全企画課が所管する公益財団法人高知県防犯協会の通常総会等の開催結果です。詳細につきましては、生活安全部長に説明をさせます。

2件目は、運転免許センターにおける試験手数料の二重徴収事案の発生についてです。現在、運転免許センターでは17種別の運転免許試験を実施しておりますが、そのうち5種別の運転免許試験の一部において、事務手続上誤った解釈から試験手数料を二重に徴収したものが判明したものです。詳細につきましては、交通部長から説明をさせます。

私からは以上です。

〈生活安全部〉

◎秋澤生活安全部長 それでは、平成28年度の審議会等の開催結果について御説明します。

警察本部説明資料の3ページ、審議会等という赤色のインデックスが張られたページをお開きください。警察本部生活安全企画課が所管する公益社団法人高知県防犯協会の定例理事会が平成28年5月11日に、通常総会が平成28年5月31日に、それぞれ高知会館において開催されました。

定例理事会出席者は、高知県防犯協会会長、岡崎誠也高知市長などであり、平成27年度事業報告書及び収支決算書報告書の承認について、役員の選任について、総会決議案について等が審議され、全て可決承認となっております。

また、通常総会出席者は、高知県防犯協会会長、岡崎誠也高知市長など約50名であり、第1号議案、平成27年度事業報告及び収支決算報告について、第2号議案、平成28年度正会員の会費について、第3号議案、平成28年度事業計画案及び収支予算案について、第4号議案、役員の選任について、第5号議案、総会決議案についてがそれぞれ審議され、全て全会一致で可決承認となり、総会議案等に関する質疑事項はございませんでした。

審議会等についての説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈交通部〉

◎桑名委員長 続いて、「試験手数料の二重徴収事案の発生について」、交通部長の説明を求めます。

◎岡崎交通部長 試験手数料の二重徴収事案の発生について御説明します。

本事案は、他県においてこれから申し上げることと同様の試験手数料の二重徴収事案が判明したことを受けまして、警察庁から各都道府県警察に照会があり、高知県警察で調査した結果、当県警察においても試験手数料を二重に徴収していたケースがあることが判明したものです。

お手元にお配りしております警察本部提出の説明資料の1ページ、試験手数料の二重徴収事案の発生についてをごらんください。まず、1記載の本県の免許試験の実施概要について御説明します。御存じのように、免許試験には、指定自動車教習所を経て技能試験の免除を受け、免許センターでは、学科試験のみを受験する場合と指定自動車教習所を経ないで免許センターで学科試験、技能試験の両方を受験する場合、いわゆる一発試験があります。今回の事案は、この一発試験に関するものです。指定自動車教習所を経ないで免許を取得しようとする受験者に対して、免許センターでは、午前中に学科試験、午後に技能試験を実施しております。午前中の学科試験に合格した場合は、午後からの技能試験を受験することができますが、学科試験に不合格の場合は、その後の技能試験は受けることができません。この技能試験は、全ての免許の種別が毎日行われているわけではなく、例を挙げまして後ほど説明しますが、技能試験は免許の種別ごとに曜日を定めて行っております。試験の手数料は、学科・技能の両試験を一体のものとして、午前の学科試験開始前に徴収しております。仮に学科試験に不合格になり技能試験を受けられなくなった場合でも、その分の手数料の返還等はなされません。

次に、2の事案の概要を御説明します。今回の事案は、受験を希望する免許種別の技能試験が行われていない曜日に、受験者が免許センターに来所してしまった場合に発生をしました。このような場合、免許センターでは、該当する試験を行う曜日ではないので、改めて後日来所し試験を受けるよう説明しておりました。しかし、受験者によっては学科試験だけでもその日に受験したい旨を強く希望する場合があります。この場合、手数料は後日の技能試験でも再度徴収することを説明し了承を得た上で、学科試験のみをその日のうちに先行させて受験させる運用がなされておりました。このことが結果として試験手数料を2回徴収することとなっていたのが、今回の事案の概要です。

具体的に例を挙げて御説明します。警察提出資料2ページの技能試験等実施計画表をごらんください。表中の左上にあります受験免種の欄の上から6つ目の普通一種免許試験を例に御説明します。普通一種免許試験の技能試験は、丸印のある月曜から木曜の午後に行われております。この4日間に免許センターに来た受験者は、午前中に学科試験、その日の午後に技能試験を受けるものとして、高知県警察手数料徴収条例に基づき、試験手数料

として2,200円を支払い試験を受けます。金曜日に免許センターに来てしまった人については、午後の技能試験が行われていないため、本来は午前の学科試験を含めて受験はできず、別の日に再度来所するよう説明します。しかし、受験者によっては、仕事を休んで来所したなどの理由を背景に、せっかく来たのだから午前中の学科試験だけでも、きょう受験させてほしいと申し出る場合があります。このような場合、当日中は技能試験を行うことができないため、技能試験については後日、月曜から木曜の間に改めて来所し受験してもらう、その際には再度受験料を徴収することとなることを説明し、それでもよいかと確認した上で、学科試験だけを当日、この場合ですと金曜日に受験させておりました。この場合、最初の学科試験の受験に際して、試験手数料の2,200円を徴収し、後日の技能試験の受験に際しても再度2,200円を徴収したため、結果として本来の倍額の4,400円を徴収することとなってしまいました。このような取り扱いは、受験者の利便を考慮し、その納得を得た上で運用されていたものであったとはいえ、結果として、受験者には学科試験、技能試験ともに1回ずつしか受験の機会を与えていないのに、試験手数料は2回分徴収していたものと評価せざるを得ません。

資料の1ページを再度ごらんください。したがって、このような形で二重徴収をしたケースにつきまして、資料の3に記載のとおり、地方自治法の時効規定を適用の上、過去5年間にさかのぼり受験者に返還することとしました。過去5年間にこの運用がなされた件数は87件、二重に徴収された金額は26万5,200円です。また、このような形で受験され取得された免許、それ自体は有効に取得したものとして取り扱うこととします。

最後に、4についてです。ただいま申し上げました運用は、平成27年12月以降は行われておりません。昨年12月に試験官の体制上の問題から、技能試験の受験日をあらかじめ指定する制度をとっておりますので、受験料の二重徴収といった問題も起こらないようになっております。今後、このような誤りがないよう適正な運転免許行政に努めてまいります。

私の説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

今は、金曜日の午前中に来た人には帰ってもらうということなんですね。

◎岡崎交通部長 基本的に説明して、今、金曜日にもし試験を受けても、技能試験だけ合格すれば別の日を指定してお金は取らずに受けていただいております。

◎桑名委員長 ございませんか。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案1件、条例その他議案15件について、これより採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんでしょうか。

◎米田委員 提出議案について討論をさせてもらいたいと思っております。

◎桑名委員長 認めます。

◎米田委員 第8号議案と第10号議案と第11号議案について。

第8号議案は、いわゆるマイナンバーの議案ですが、確かに県民の利便の増進ということはあるかもしれませんが、しかし、県民にすれば、年に1回あるかないかのそういう利便性の問題であって、より根源的にはそのプライバシーが守られるかどうか、これが非常に不安定になっております。そういう点で、一人一人のプライバシー保護という観点からすれば、このマイナンバー制度が根源的な問題点を持っていますので、今回、新たにその項目をふやすことについては同意することはできません。しかも、質疑の中で橋本委員も聞きましたけれど、これは私債権の管理にも使えと、そういう目的もあるとおっしゃられていますので、そういう点からすれば、なおさら今回の8号議案について同意できるものではありません。反対の立場を表明したいと思います。

それと第10号議案、認定こども園の条例改正の問題と、児童福祉施設の条例改正の第11号議案。この2つについては一緒に議論しましたので、特例的な措置、弾力化といえども子供たちの安全の確保の問題、あと保育の質の低下の問題で非常に懸念が大きいということ考えたときに、こういう弾力的な扱いをすべきではなくて、基本的な福祉の処遇改善を含めた抜本的な改善に力を注いでいただきたい。そういう立場から、10号議案、11号議案に反対の立場です。討論させていただきます。

以上です。

◎桑名委員長 わかりました。

(執行部着席)

◎桑名委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号「平成28年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」から、第11号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」まで、以上9件の議案については、一括して採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

◎米田委員 委員長。第3号から第7号まででお願いします。

◎桑名委員長 訂正をします。

次に、第3号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」から、第7号「高知県議会の議員及び高知県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、以上5件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以上5件の議案を一括採決いたします。第3号議案から第7号議案まで、以上5件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案から第7号議案までは、全会一致をもって原案のとおり可決することと決しました。

次に、第8号「高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 挙手多数であります。よって、第8号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 挙手多数であります。よって、第10号議案は、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 挙手多数であります。よって、第11号議案は、賛成多数をもって原案どお

り可決することに決しました。

次に、第14号「新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」から、第16号「新図書館等複合施設空調設備工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」まで、以上3件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。第14号議案から第16号議案まで、以上3件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案から第16号議案までは、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第1号「平成27年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告」から、報第3号「損害賠償の額の決定の専決処分報告」まで、以上3件を一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以上3件の議案を一括採決いたします。報第1号議案から報第3号議案まで、以上3件を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、報第1号議案から報第3号議案までは、全会一致をもって原案どおり可決することと決しました。

それでは、執行部は退席お願いいたします。

(執行部退席)

◎桑名委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

まず、「教職員定数の改善を求める意見書(案)」が自由民主党、公明党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

◎米田委員 もう一つの意見書も。

◎桑名委員長 あわせてね。そしたら、県民の会と日本共産党が提出しております「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)」、これはそしたら一緒に、内容が重なりますので協議をしたらと思います。

それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 担当者ですり合わせをさせていただいているようでございますが、少し私のほうから説明をさせていただきたいと思います。我々が出させていただいた意見書でございますが、上から5行目でございますが、少し前文と訂正のところを読み上げてみたいと思います。

「このような中で、次代を担う子供を」というところですが、「子供たちに豊かな学びを保障し、学校、家庭、地域が連携した教育を実現するために」と、こういったふうに変更をお願いしたいということで、すり合わせをさせていただいているようでございます。

それともう一点は、一番下の端の行でございます。下の端の「その着実な実施を図ること」と書いてございますが、ここに「その着実な実施と教職員の加配定数の充実を図ること」と、少しこの文言を入れていただきたいということでお聞きをしておりますので。それで2を割愛するということでお話をさせていただいておるようでございますので、あとはお任せしますので、御協議いただけたらと思います。

◎ 提出の自由民主党はどうですか。

◎ もう話になっちゅうやか。できれば、もうそれで。

◎ そしたら、正副委員長に任せて、文言は先ほどの御意見を受けまして、訂正を済ませていただきたいと思います。

◎ もう一回。僕は〇〇さんのほうのをぎっしり見よって文言がないきおかしいなと思うて。だから、どこが修正というか付け加えたのか全然わからなかったの。

◎ そしたら5行目でございますが、「このような中で、次代を担う子供を」と書いてるんですが、「子供たちに豊かな学びを保障し、学校、家庭、地域が連携した教育」ということでございますので、ここから応えるまでを削除してこの文言に書きかえていただきたいと思いますということと、もう一つは、この文面の一番最後の端でございますが、最後の行でございます。「その着実な実施を図ること」となっておりますが、ここに「その着実な実施と教職員の加配定数の充実を図ること」と、この文言を加えていただきたいということと、2番を削除するということが協議をさせていただいているようでございますので、私のほうから御説明させていただきます。

◎ 意見述べてよろしいですか。2番をなぜ削除されるんですか。「教職員の加配定数の充実」というのは2番に入ってますよね。この本文の中に、アクティブ・ラーニングあるいは「チーム学校」という内容のことが盛り込まれてるんですよね。ですから、ここでの教職員の加配定数というのは、そういう新しい取り組みに向けての教職員の加配定数というものが含まれてるわけですよ。ただ単に加配を充実せいという内容ではなくて、具体性が入ってるんですね。ですから、この2をのけるということは、全体の本文のある意味では、

新しい教育をしていくための定数の改善をというところに説得力がちょっと欠けると私は思うんですね。ですから、〇〇委員がおっしゃったように、教職員の加配定数の充実ということは、2でこの「教職員の加配定数の充実を図ること」と書いてありますから、ですから、これはこの1、2でそのまま僕はいいと思いますけれどもね。〇〇さんの主張は十分入っておると思いますけれども、いかがでしょうか。

◎ 〇〇委員のお話もよくわかるんですが、前段で、アクティブ・ラーニングや「チーム学校」というものに対して、きちっと明示をしているということをおっしゃるのでという判断で、こういう形でというお願いをしたということに。

◎ 前文で一応触れちゅうので、いろいろ考え方がうちはいろいろあって、アクティブ・ラーニングをそのまま進めようという立場ではないので、慎重な立場なんで、それと主幹教諭の配置の問題という意見を持ってるので、意見の違うところは留保してもらって、それで教職員の加配定数、これは大事やき、それをそのまま生かして、一応2つを1つにまとめたらどうでしょうかという話があったんで乗りました。

◎ これは、この意見書が一番の頭にあるように、グローバル化あるいは情報化と少子化、こういう時代の流れの背景の中で、今後、教育をどうしていくのかということ、その一つの方法論として、アクティブ・ラーニングとか「チーム学校」というのがあるわけですよ。その言葉をしっかり据えた上で教職員の配置の定数をしっかりやっという趣旨ですから、そこをのけてしまったら、この意見書の意味がなくなっちゃいます。単に、教職員の定数配分の話の意見書じゃないわけですから。

◎ どうですかね。何か折り合いつけられんですかね。この1と2自体は、言われてることは最終的には同じことなので。

◎ 前段の5行目のところは訂正するとして、この2のところも上に書いてることをまたやってるんですけども、〇〇委員のおっしゃることも当然でございますので、こういったものであれば、1も2も残した上で、前段の5行目からは訂正をするということの文言を変えるということ。

◎ であればええと思う。

◎ 〇〇委員はよろしいですか。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、「日米地位協定を抜本的に見直すことを求める意見書（案）」が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。意見書（案）の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎桑名委員長 それでは意見をどうぞ。小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎ 書いてる内容自体がやっぱり。

◎ その不一致でしょう。日米地位協定見直すという話じゃないわけですからね。これを見直せということですから。

◎ 押しつけまで言うがやき、ちゃんと直すところは直さな。アメリカに文句言わんといけませんからね。

◎ わかりました。

◎桑名委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日は休会とし、20日、月曜日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会は、これで終了いたします。

（15時4分閉会）